

財政のあらまし

平成 16 年度決算

平成 17 年 12 月

狛 江 市

O

O

◆ 目 次 ◆

1	市の会計	1
2	普通会計決算の概要	2
①	決算概要	2
②	市民1人当たりの決算状況	3
3	歳入の状況	4
①	歳入の状況	4
②	市税の状況	6
③	三位一体の改革による影響	7
④	普通交付税の状況	8
4	歳出の状況	10
①	目的別歳出	10
②	性質別歳出	12
5	平成16年度重点施策	14
①	福祉バス	15
②	放課後クラブ	16
③	屋上・壁面緑化モデル	17
6	基金の状況	18
7	市債の状況	19

(注)・市民1人当たりの数値等は、平成16年度末住民基本台帳人口
75,778人で計算しています。
・グラフの財源内訳や表の構成比の数値は、合計に合わせるため
調整していることがあります。

8	都市整備事業	20
①	前原公園整備事業	20
②	調布都市計画道路3・4・16号線整備事業	20
③	小田急線高架事業	21
④	あいとびあセンター・西河原公民館建築事業	21
9	「実質的な収支」の状況	22
10	財政指数	23
①	経常収支比率	23
②	財政力指数	24
③	公債費負担比率	25
～	職員給与と職員数の状況	26
◆	ラスパイレス指数	26
◆	職員数	27
11	財務諸表	28
①	バランスシート	28
②	行政コスト計算書	30
③	施策別行政コスト計算書	31
④	キャッシュ・フロー計算書	32
12	特別会計	34
①	国民健康保険特別会計	35
②	老人保健医療特別会計	37
③	介護保険特別会計	38
④	公共下水道特別会計	39
⑤	駐車場事業特別会計	39
⑥	受託水道事業特別会計	40

1 市の会計

市の会計は、大きく分けて「一般会計」と「特別会計」の2つに分かれています。

「一般会計」は、市の行政運営の基本的な経費を計上した会計です。

「特別会計」は、特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、一般会計から切り離して経理する会計です。狛江市は、「国民健康保険特別会計」「老人保健医療特別会計」「介護保険特別会計」「公共下水道特別会計」「駐車場事業特別会計」「受託水道事業特別会計」の6つの特別会計を設置しています。

■平成16年度会計別歳入歳出決算状況

(単位:千円)

会 計 区 分		歳入総額	歳出総額	差引額
一 般 会 計		24,261,598	23,594,434	667,164
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	6,183,309	6,560,866	△ 377,557
	老人保健医療特別会計	5,539,298	5,539,575	△ 277
	介護保険特別会計	3,112,704	3,071,450	41,254
	公共下水道特別会計	1,754,926	1,702,870	52,056
	駐車場事業特別会計	69,745	69,745	0
	受託水道事業特別会計	664,566	664,566	0
合 計		41,586,146	41,203,506	382,640

2 普通会計決算の概要

① 決算概要

「一般会計」を全国的な統計や自治体間の比較を行えるように一定の基準で組み直したものを「普通会計」といいます。平成16年度の普通会計決算額は、一般会計決算額から21億2,586万6千円を純計控除した額になります。

平成16年度普通会計の決算は、歳入総額が221億3,573万2千円で前年度比4億7,943万6千円(2.1%)の減少、歳出総額が214億6,856万8千円で前年度比5億7,359万3千円(2.6%)の減少で歳入・歳出ともに決算規模は前年度を下回りました。

歳入では、普通交付税と臨時財政対策債の減少が大きく影響しており、これを補うため基金からの繰り入れが増加しています。歳出では扶助費が大幅に増加していますが、投資的経費や公債費、人件費は減少しています。

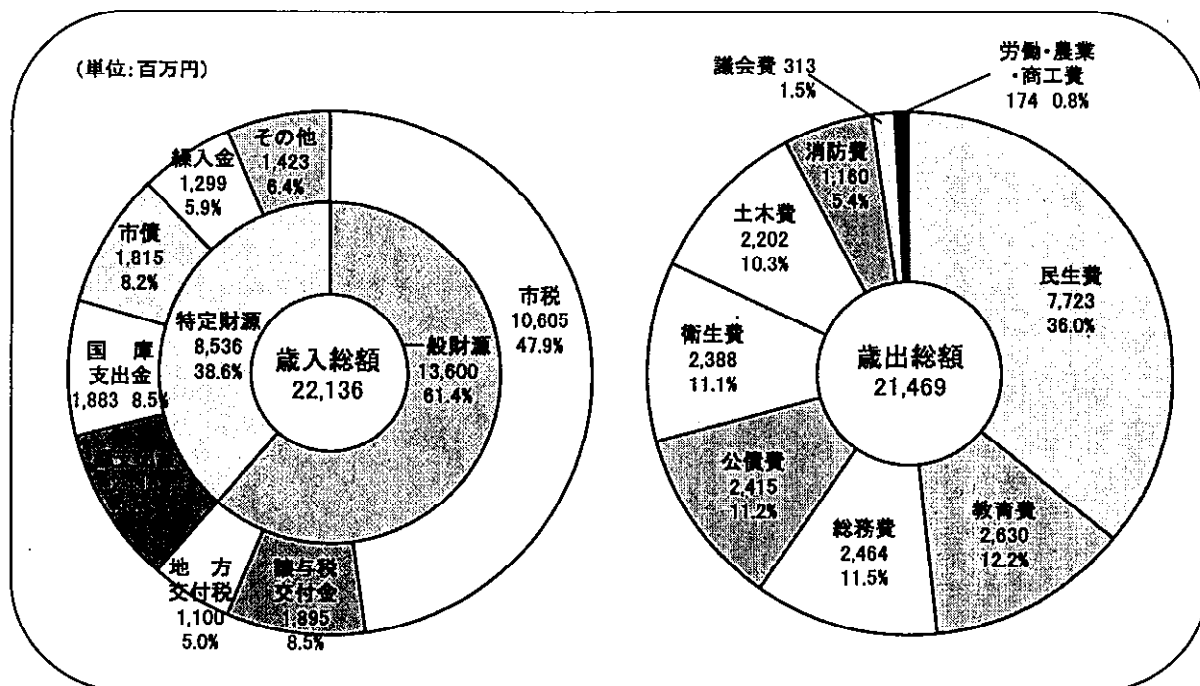
歳入歳出差引額は6億6,716万4千円、調布都市計画道路3・4・16号線整備費(岩戸北)の翌年度へ繰り越すべき財源2,178万8千円を控除した実質収支も6億4,537万6千円となっていますが、財政調整基金の積み立てや取り崩しなどの実質的な黒字要素と赤字要素を控除した実質単年度収支は5億8,042万3千円の赤字となっており、基金を取り崩して財政運営している厳しい決算となりました。

■平成16年度普通会計決算の状況

(単位:千円、%)

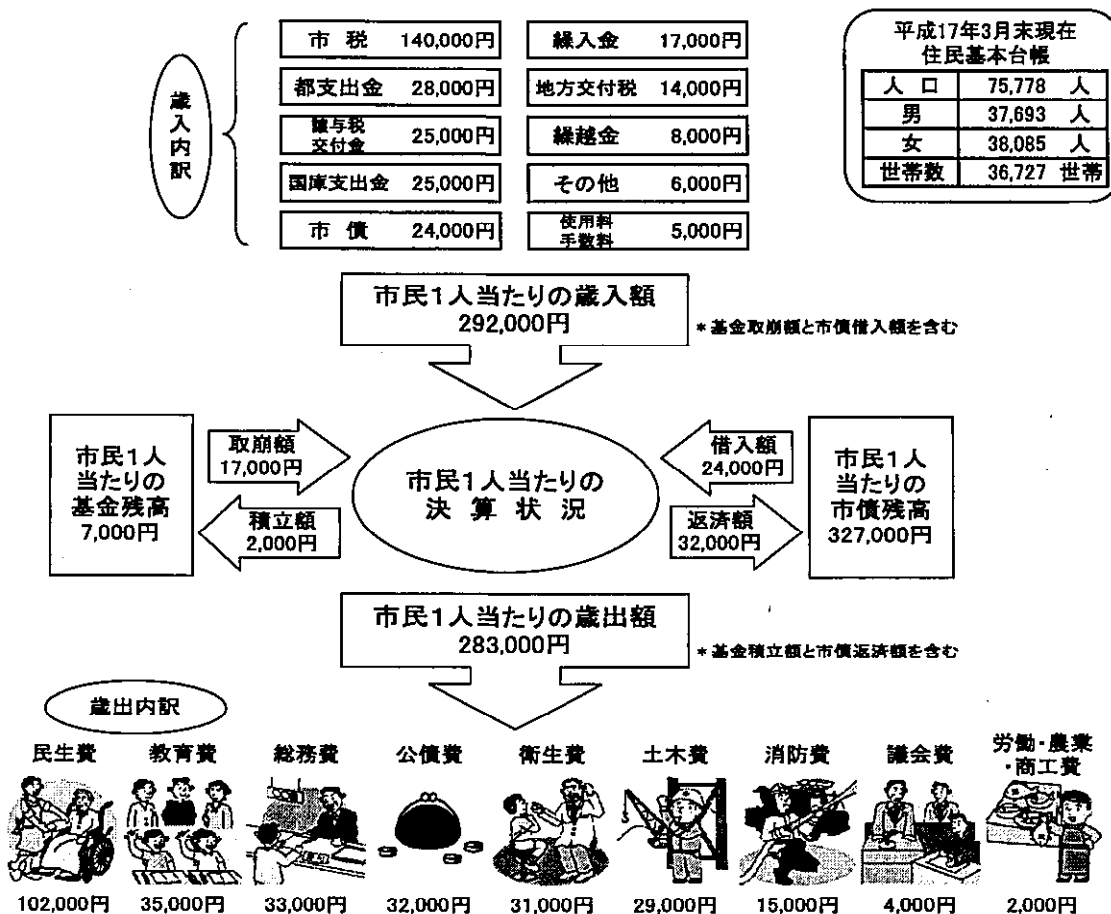
	16年度	15年度	増減額	増減率
歳入総額 a	22,135,732	22,615,168	△479,436	△2.1
歳出総額 b	21,468,568	22,042,161	△573,593	△2.6
歳入歳出差引額 c (a-b)	667,164	573,007	94,157	16.4
繰越財源 d	21,788	598	21,190	3,543.5
実質収支 e (c+d)	645,376	572,409	72,967	12.7
単年度収支 f	72,967	338,448	△265,481	△78.4
積立金 g	334	407,674	△407,340	△99.9
繰上償還額 h	0	0	0	0.0
積立金取崩額 i	653,724	224,000	429,724	191.8
実質単年度収支 (f+g+h-i)	△580,423	522,122	△1,102,545	△211.2

※「積立金」「積立金取崩額」は、財政調整基金の積立額、取崩額を計上しています。



② 市民1人当たりの決算状況

狛江市の決算状況を市民1人当たりで計算すると、歳入は29万2千円、歳出は28万3千円となっています。家庭でいう貯金に当たる基金は7千円しか残っておらず、借金に当たる市債は32万7千円も残っています。



3 歳入の状況

① 歳入の状況

平成16年度の歳入総額は、221億3,573万2千円で対前年度比4億7,943万6千円（2.1%）の減少となりました。

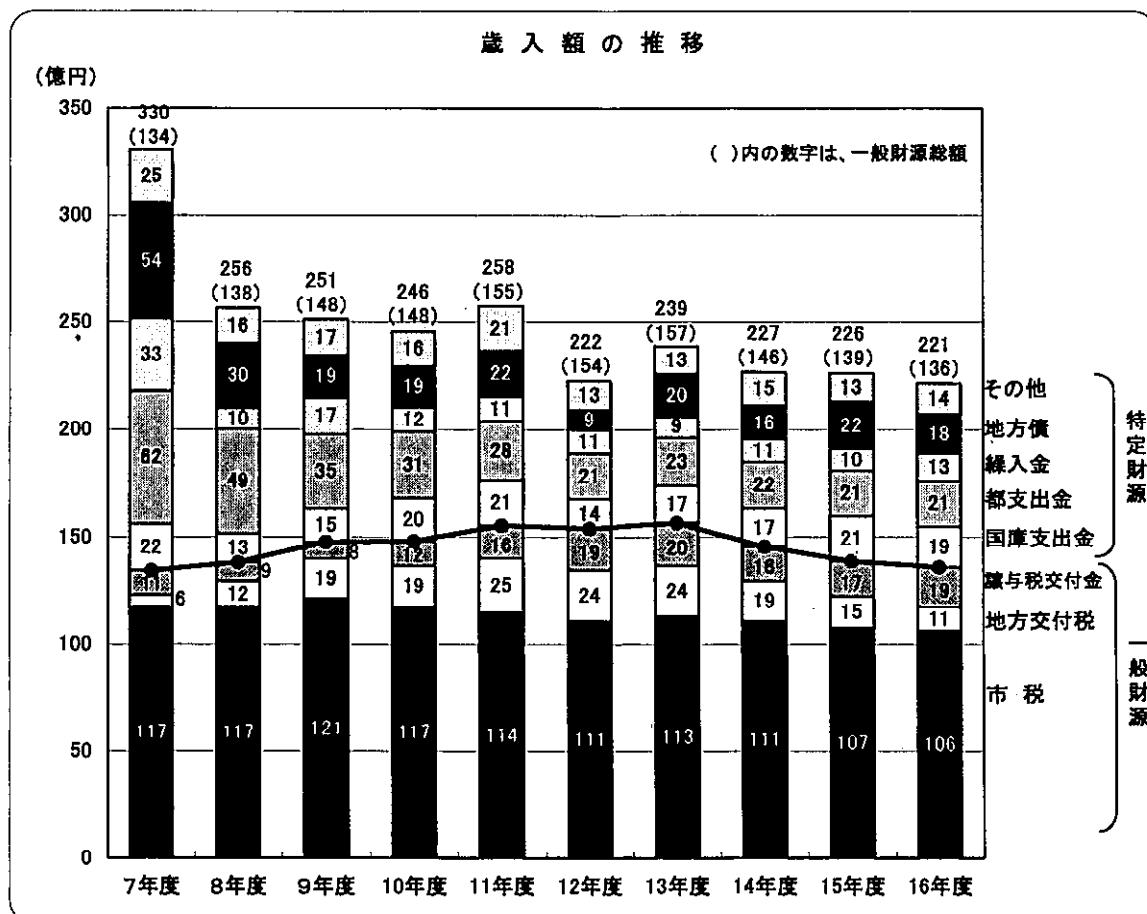
大きな減額要因として、三位一体の改革に伴い普通交付税及び臨時財政対策債、国庫支出金が大きく減少しています。増加要因としては、交付金関係では所得譲与税（地方譲与税に含む）、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金の新設、普通交付税等の一般財源の減額を補うための財政調整基金等からの繰入金の増額が大きく、その他に住民基本台帳関係手数料と放置自転車返還手数料を改正したことによる手数料が増加となっています。

■平成16年度歳入の状況

（単位：千円、%）

区 分	平成16年度		平成15年度		対前年度比較	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	増 減 額	増減率
歳 入 総 額	22,135,732	100.0	22,615,168	100.0	△479,436	△2.1
一 般 財 源	13,599,554	61.4	13,883,923	61.4	△284,369	△2.0
地 方 税	10,604,880	47.9	10,739,440	47.5	△134,560	△1.3
地 方 譲 与 税	277,066	1.2	143,529	0.6	133,537	93.0
利 子 割 交 付 金	115,451	0.5	138,364	0.6	△22,913	△16.6
配 当 割 交 付 金	30,251	0.1	0	0.0	30,251	皆増
株式等譲渡所得割交付金	31,290	0.1	0	0.0	31,290	皆増
地方消費税交付金	765,287	3.5	680,405	3.0	84,882	12.5
自動車取得税交付金	155,839	0.7	175,262	0.8	△19,423	△11.1
地方特例交付金	507,687	2.3	524,568	2.3	△16,881	△3.2
地 方 交 付 税	1,099,695	5.0	1,469,825	6.5	△370,130	△25.2
普 通 交 付 税	853,541	3.9	1,204,713	5.3	△351,172	△29.1
特 別 交 付 税	246,154	1.1	265,112	1.2	△18,958	△7.2
交通安全対策特別交付金	12,108	0.1	12,530	0.1	△422	△3.4
特 定 財 源	8,536,178	38.6	8,731,245	38.6	△195,067	△2.2
分 担 金 及 び 負 担 金	121,930	0.5	105,083	0.5	16,847	16.0
使 用 料	270,057	1.2	261,087	1.1	8,970	3.4
手 数 料	119,790	0.5	106,783	0.5	13,007	12.2
国 庫 支 出 金	1,883,184	8.5	2,078,874	9.2	△195,690	△9.4
都 支 出 金	2,115,472	9.6	2,112,045	9.3	3,427	0.2
財 産 収 入	65,540	0.3	99,048	0.4	△33,508	△33.8
寄 附 金	127,965	0.6	51,963	0.2	76,002	146.3
繰 入 金	1,299,238	5.9	1,033,886	4.6	265,352	25.7
繰 越 金	573,007	2.6	241,876	1.1	331,131	136.9
諸 収 入	144,895	0.7	470,000	2.1	△325,105	△69.2
地 方 債	1,815,100	8.2	2,170,600	9.6	△355,500	△16.4
（うち減税補てん債）	(177,300)	(0.8)	(181,400)	(0.8)	(△4,100)	(△2.3)
（うち臨時財政対策債）	(1,145,000)	(5.2)	(1,582,500)	(7.0)	(△437,500)	(△27.6)

歳入総額は減少傾向にあります。使途が制限されていない一般財源も平成14年度以降減少しています。特に歳入の5割近くを占める市税も3年続けて減少、地方交付税も大きく減少しています。



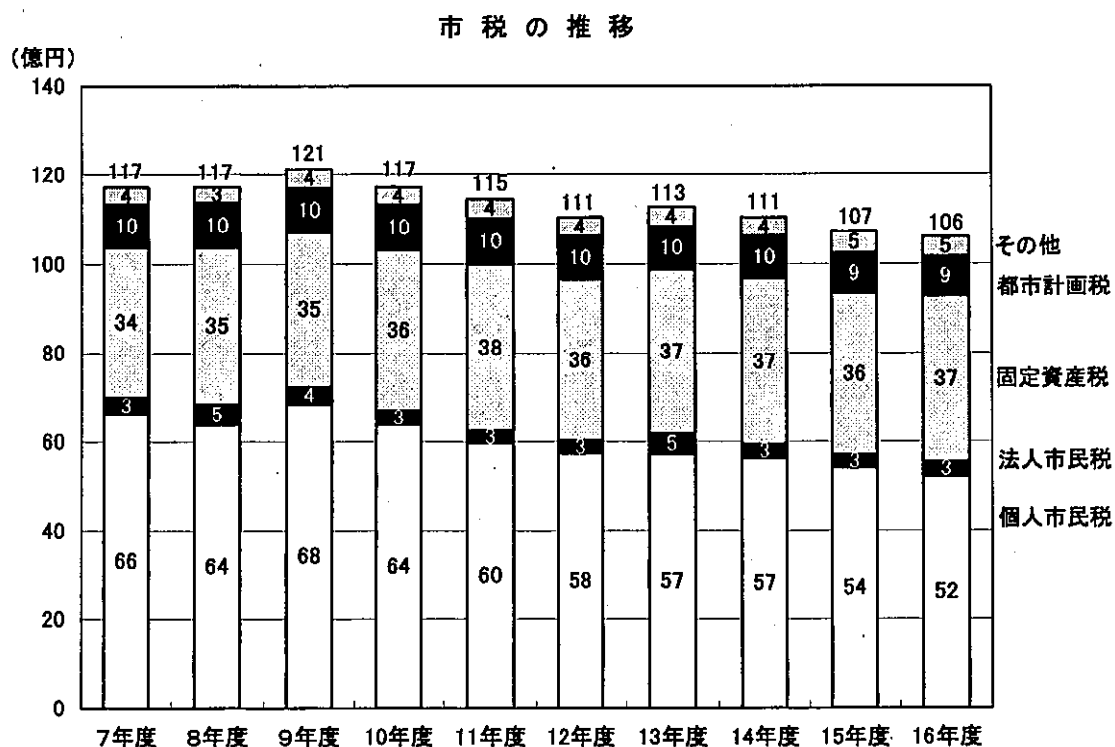
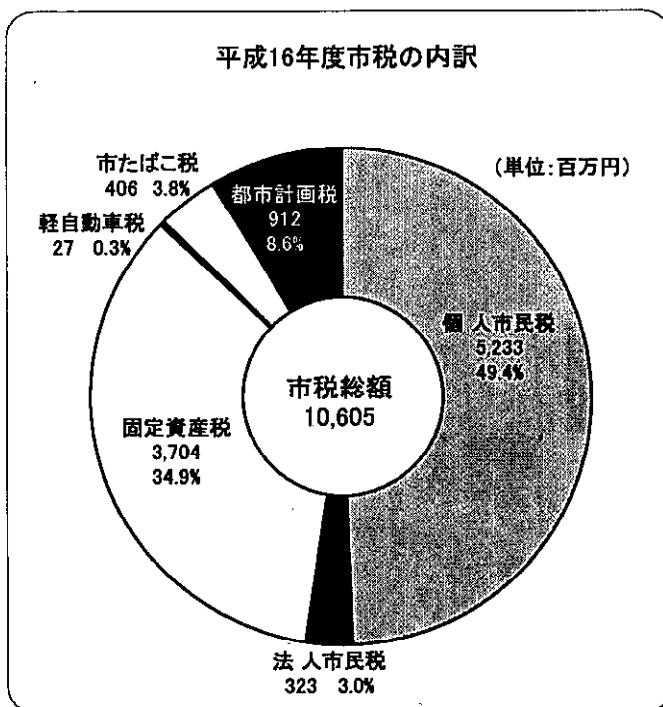
② 市税の状況

平成 16 年度の市税収入は、106 億 488 万円で対前年度比 1 億 3,456 万円（1.3%）減少しました。

狛江市の歳入の 5 割近くを市税で占めています。市税の内訳をみると個人市民税が約 50%、固定資産税が約 35%を占めています。住宅地の多い狛江市は、法人市民税の割合が近隣市や類似団体に比べて少なく、3%となっています。

個人市民税は、景気の低迷による個人所得の低下などにより、7年連続減少しています。

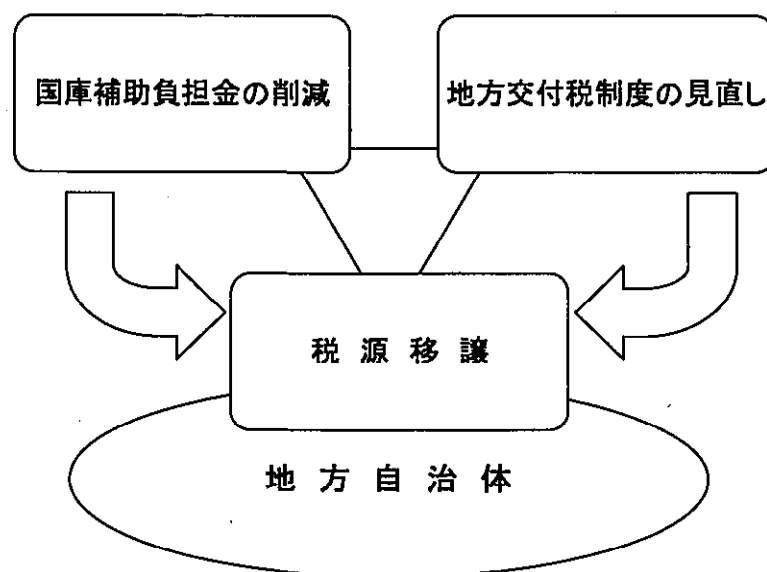
企業業績の一部に回復の動きが見られていますが、狛江市は法人が少ないため法人市民税は若干の増加にとどまっています。



③ 三位一体の改革による影響

平成 15 年 6 月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に基づき、平成 18 年度を目途に、①国庫補助負担金の削減、②国から地方への税源移譲、③地方交付税制度の見直し、を行うという「三位一体の改革」が始まりました。

平成 16 年度は市立保育所運営費国庫負担金などが廃止になった一方、暫定的な税源移譲措置として所得譲与税が交付されました。狛江市における三位一体の改革による影響は、3 億 5,368 万 7 千円のマイナスとなっています。



■平成16年度の三位一体の改革による影響額

(単位:千円)

区 分	影響額
国庫補助負担金等の削減	△129,238
市立保育所運営費負担金	△101,389
児童手当事務取扱交付金	△9,171
児童扶養手当事務委託金	△781
事務費交付金(介護会計)	△17,278
療養給付費事務費負担金(国保会計)	△619
地方交付税制度の見直し	△351,172
税源移譲	126,723
所得譲与税	126,723
三位一体の改革による影響額	△353,687

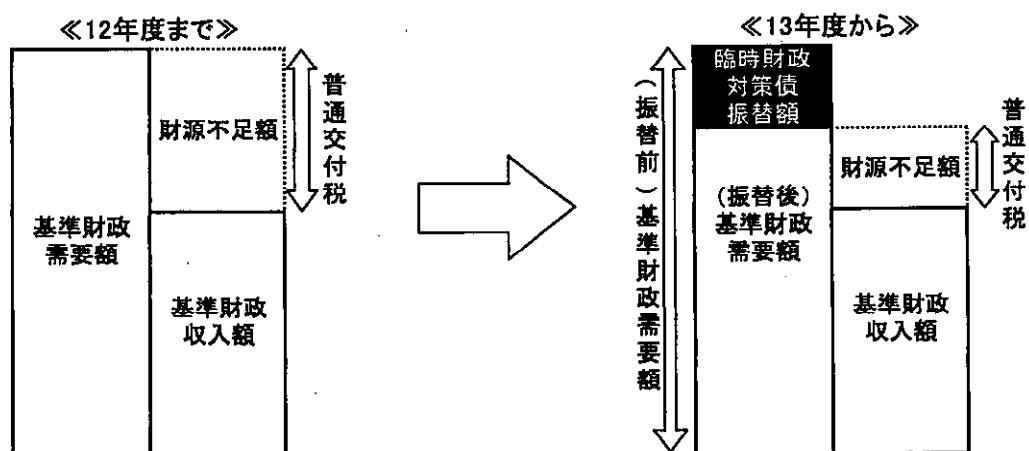
※「国庫補助負担金等の削減」の影響額は、15年度決算数値としています。

④ 普通交付税の状況

地方交付税は、自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるように国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を自治体に配分するものです。普通交付税と特別交付税の2つに分けられ、交付税総額の94%が普通交付税に、6%が特別交付税として交付されます。普通交付税は、財源不足団体に対し交付され、特別交付税は、普通交付税で捕捉されない特別な財政需要に対して交付されます。

普通交付税は、一定の基準によって算定された「基準財政需要額」が「基準財政収入額」を超える自治体に対して、財源不足額が交付されます。しかし、制度改正により平成13～18年度までの時限措置として「基準財政需要額」から「臨時財政対策債発行可能額」が振り替えられるようになりました。これにより狛江市の場合は、「基準財政需要額」が実際よりも圧縮され、見かけ上は財源不足額が減少しています。

■臨時財政対策債への振替えイメージ



～臨時財政対策債とは～

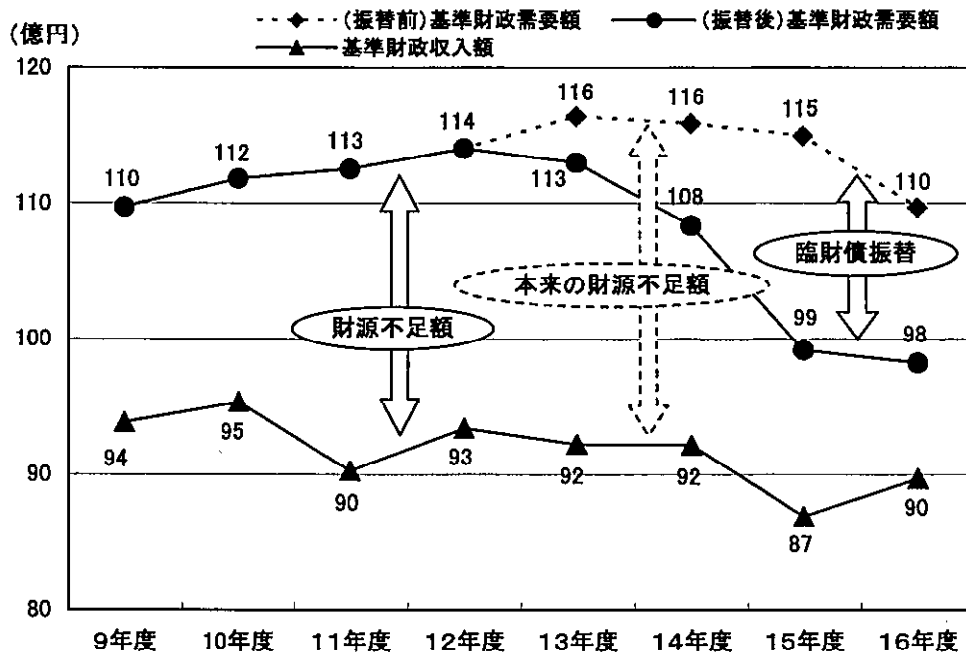
国の財政対策において、財源不足対策として市債の発行が認められています。景気の低迷と減税政策により、地方交付税の原資である国税5税だけでは自治体に配分する交付税総額を賄うことは困難になり、平成10～12年度まではこの財源不足分を補てんするために国が不足分を借入れ、それを国と地方が折半して償還することとしていました。しかし、13年度からは国の借入金残高が急増している状況を踏まえ、財源不足の半分を各自治体が「臨時財政対策債」を直接借入れることで補てんするようになりました。

■普通交付税交付額の推移

(単位:千円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
(振替前)基準財政需要額	10,972,422	11,184,383	11,262,293	11,406,044	11,630,900	11,587,948	11,505,128	10,970,163
臨時財政対策債振替額					△337,331	△752,920	△1,582,540	△1,145,011
(振替後)基準財政需要額	10,972,422	11,184,383	11,262,293	11,406,044	11,293,569	10,835,028	9,922,588	9,825,152
基準財政収入額	9,387,783	9,537,634	9,032,429	9,341,356	9,286,339	9,215,763	8,689,737	8,971,611
錯 誤 額	0	0	△1,312	0	71,696	0	△9,289	0
財 源 不 足 額	1,584,639	1,646,749	2,228,552	2,064,688	2,078,926	1,619,265	1,223,562	853,541
普通交付税交付額	1,574,785	1,639,686	2,222,646	2,064,688	2,070,553	1,612,597	1,204,713	853,541

基準財政需要額・基準財政収入額の推移



4 歳出の状況

平成 16 年度の歳出決算額は 214 億 6,856 万 8 千円で対前年度比 5 億 7,359 万 3 千円 (2.6%) 減少しました。

教育費、土木費というように行政目的をもとに区分した「目的別歳出」と、人件費、物件費というように性質によって横断的に区分した「性質別歳出」に分けて説明します。

① 目的別歳出

目的別でみると総務費、土木費、公債費の減少が大きく、民生費、教育費の増加が大きくなっています。

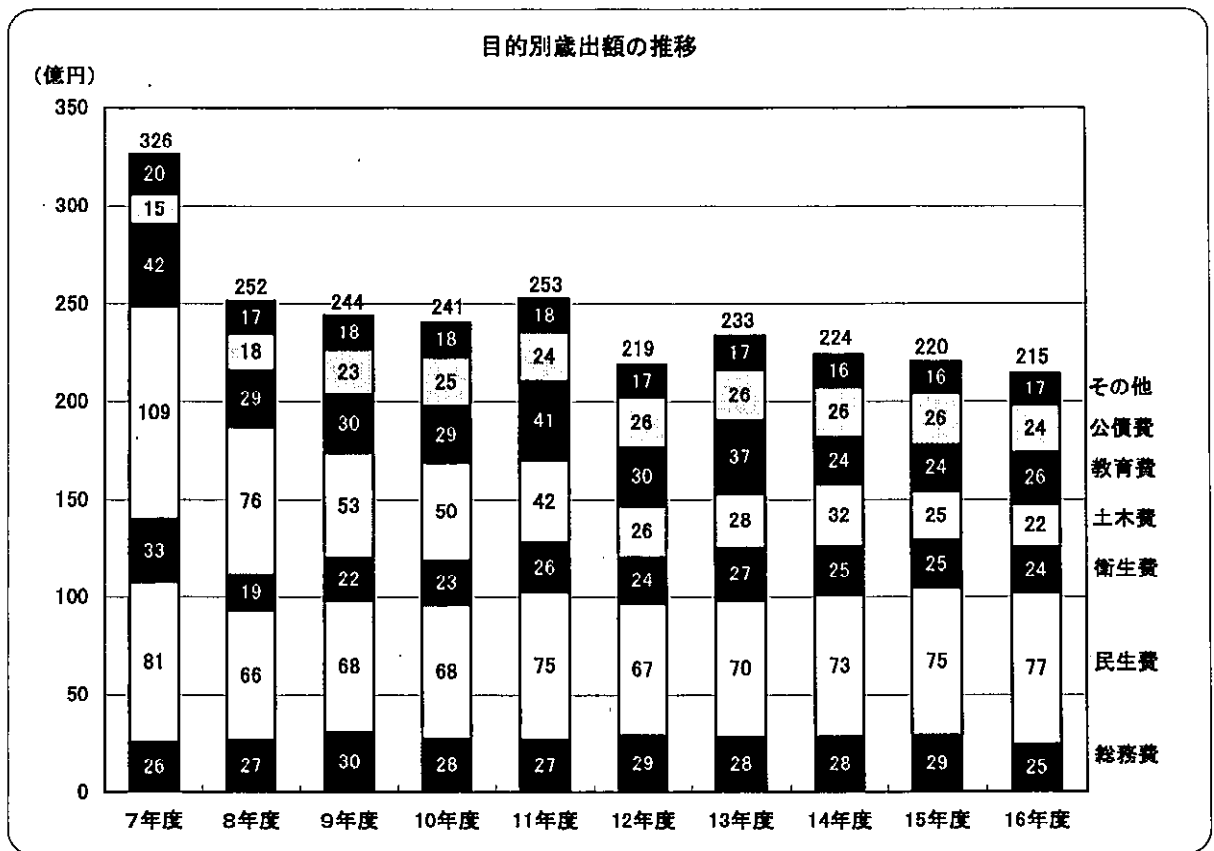
減少要因として、総務費は財政調整基金と減債基金の積立てが利子のみの積立てとなり 4 億 6 千万円余の減少、土木費は都市計画道路整備費の減により 2 億 8 千万円余の減少、公債費は過去の高利償還の終了による 1 億 7 千万円余の減少となりました。

増加要因としては、民生費は生活保護費の伸びや老人保健医療特別会計と介護保険特別会計への繰出しの増により 2 億 1 千万円余の増加、教育費では三・六小学校の耐震補強工事や二・七小学校の統合に伴う統廃合関係費の増により 2 億 1 千万円余の増加となりました。

■平成16年度目的別歳出の状況

(単位:千円、%)

区 分	平成16年度		平成15年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	21,468,568	100.0	22,042,161	100.0	△573,593	△2.6
議会費	312,770	1.5	308,092	1.4	4,678	1.5
総務費	2,464,346	11.5	2,926,028	13.3	△461,682	△15.8
民生費	7,722,638	36.0	7,504,509	34.0	218,129	2.9
衛生費	2,387,879	11.1	2,479,832	11.2	△91,953	△3.7
労働費	59,937	0.3	60,403	0.3	△466	△0.8
農業費	23,659	0.1	25,938	0.1	△2,279	△8.8
商工費	90,341	0.4	92,370	0.4	△2,029	△2.2
土木費	2,202,099	10.3	2,489,276	11.3	△287,177	△11.5
消防費	1,160,149	5.4	1,142,157	5.2	17,992	1.6
教育費	2,629,738	12.2	2,419,064	11.0	210,674	8.7
公債費	2,415,012	11.2	2,594,492	11.8	△179,480	△6.9



区 分	目 的	平成16年度の主な歳出
議 会 費	議会運営に関する経費	議会関係費
総 務 費	総務管理や戸籍、住民票などに関する行政管理経費	市民まつり関係費、市民保養施設利用補助
民 生 費	社会福祉や高齢者福祉、児童福祉などに関する経費	高齢者給食サービス、乳幼児医療費助成
衛 生 費	保健衛生や清掃に関する経費	健康診査、定期予防接種、ごみ減量対策費
労 働 費	勤労者に関する経費	勤労者互助会関係費
農 業 費	農業振興に関する経費	農業振興関係費、市民農園関係費
商 工 費	商工業や消費者行政に関する経費	商工振興補助、消費経済対策費
土 木 費	道路や公園などの整備や維持管理に関する経費	前原公園整備、都市計画道路整備
消 防 費	消防や防災に関する経費	常備消防費、災害対策関係費
教 育 費	学校教育や文化・スポーツ振興などの社会教育に関する経費	統廃合関係費、既存施設改修工事
公 債 費	借り入れた市債の返済に関する経費	

② 性質別歳出

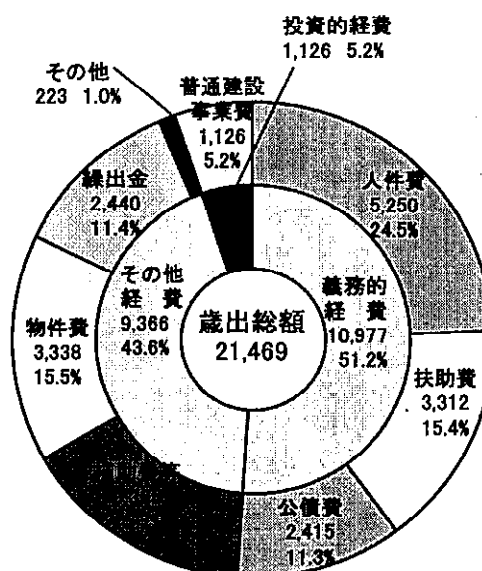
性質別を大きく分けると義務的経費、投資的経費、その他の経費の3つに区分されます。

義務的経費は支出が義務付けられ、簡単には削減できず、硬直性の強い経費です。16年度は、歳出総額に占める義務的経費の割合が50%を超え、財政の健全化を図るうえで大きな障害となっています。人件費が職員給料の2%カット、管理職手当の10%カットによる減少、公債費も減少となりましたが、扶助費がそれ以上に大きく増加しました。

投資的経費は都市計画道路事業の縮小により減少、その他の経費は物件費が増加していますが、基金への積み立てが緑化基金以外は利息分のみの積み立てとなり、大きく減少しています。

平成16年度性質別歳出額の内訳

(単位:百万円)

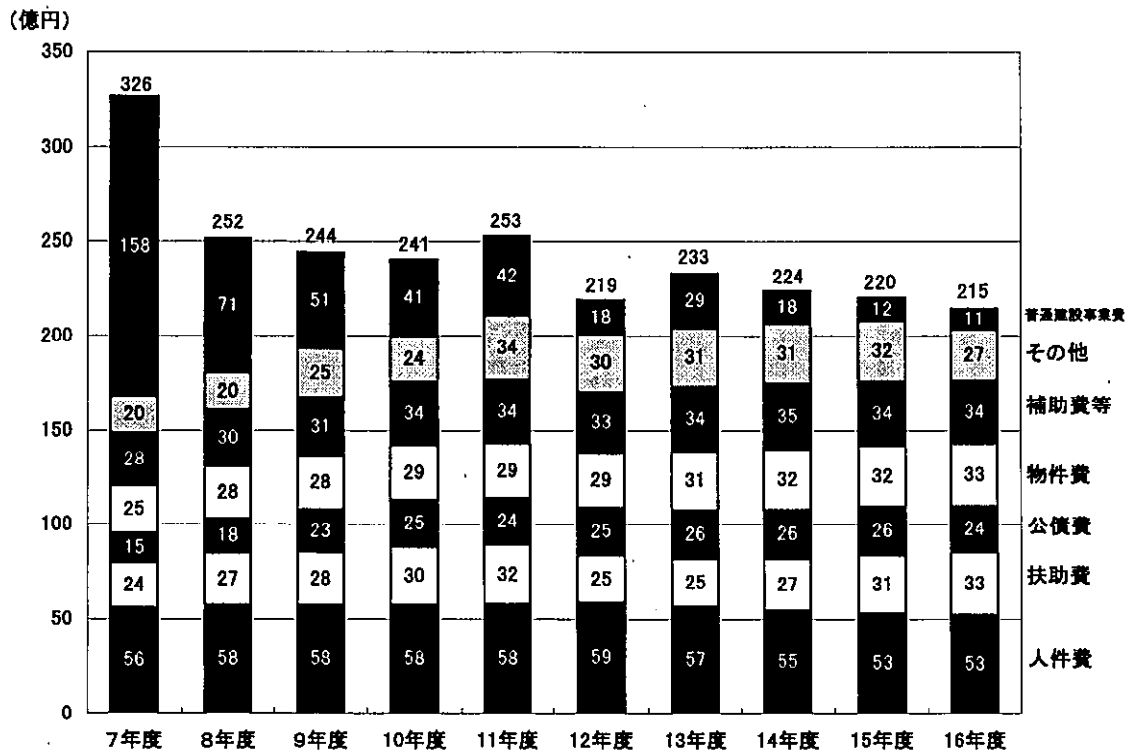


■平成16年度性質別歳出の状況

(単位:千円、%)

区 分	平成16年度		平成15年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳 出 総 額	21,468,568	100.0	22,042,161	100.0	△573,593	△2.6
義務的経費	10,976,627	51.2	10,969,397	49.8	7,230	0.1
人 件 費	5,249,836	24.5	5,336,109	24.2	△86,273	△1.6
うち職員給	3,720,422	17.3	3,820,385	17.3	△99,963	△2.6
扶 助 費	3,311,779	15.4	3,038,796	13.8	272,983	9.0
公 債 費	2,415,012	11.3	2,594,492	11.8	△179,480	△6.9
その他経費	9,365,994	43.6	9,835,283	44.6	△469,289	△4.8
物 件 費	3,337,482	15.5	3,233,423	14.7	104,059	3.2
維持補修費	94,226	0.4	93,460	0.4	766	0.8
補助費等	3,365,178	15.7	3,419,917	15.5	△54,739	△1.6
積 立 金	128,360	0.6	666,446	3.0	△538,086	△80.7
投資・出資金・貸付金	669	0.0	2,260	0.0	△1,591	△70.4
緑 出 金	2,440,079	11.4	2,419,777	11.0	20,302	0.8
投資的経費	1,125,947	5.2	1,237,481	5.6	△111,534	△9.0
普通建設事業費	1,125,947	5.2	1,237,481	5.6	△111,534	△9.0
補助事業費	405,996	1.9	554,828	2.5	△148,832	△26.8
単独事業費	719,951	3.3	682,653	3.1	37,298	5.5
その他事業費	0	0.0	0	0.0	0	-

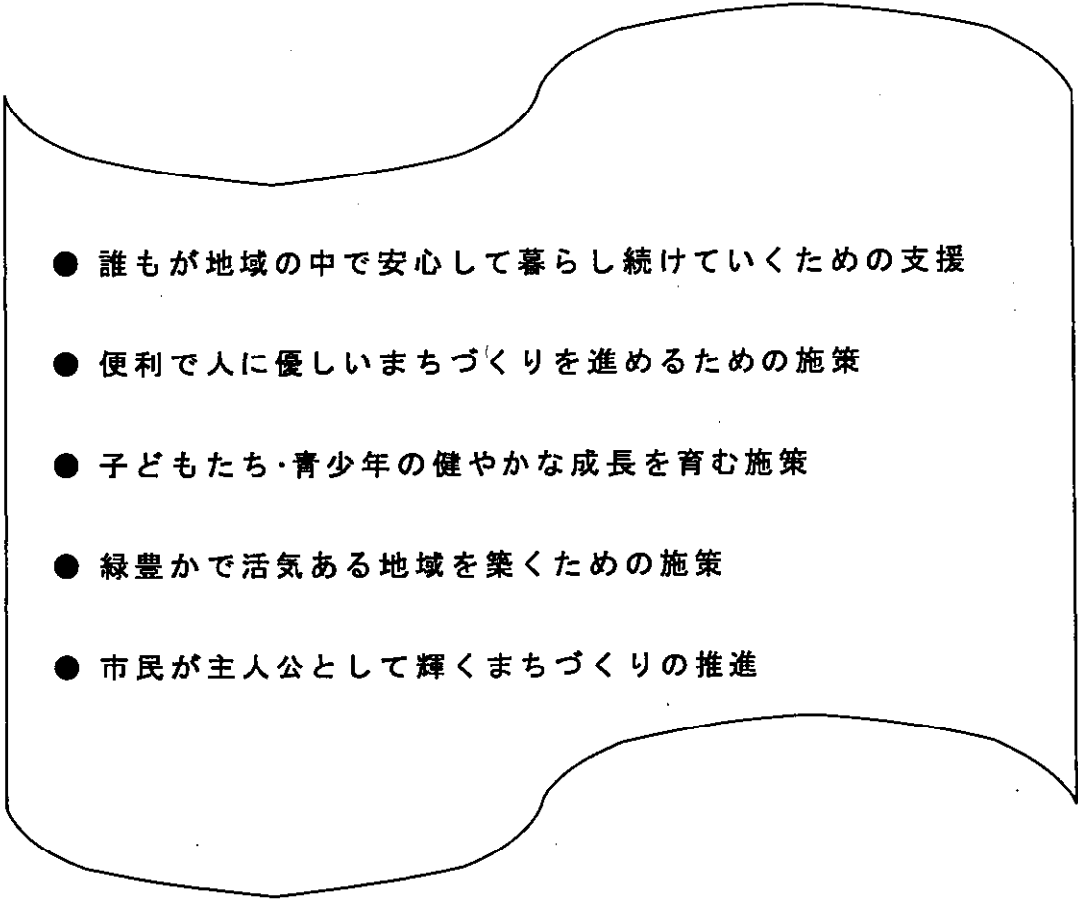
性質別歳出額の推移



区 分		性 質
義務的経費	人 件 費	職員給与や議員報酬など人に関する経費
	扶 助 費	高齢者、児童、障がい者などを支援する経費
	公 債 費	借り入れた市債の返済に関する経費
その他の経費	物 件 費	賃金、役務費、委託料など消費的な経費
	維 持 補 修 費	市が管理する公共施設などの修繕・維持に関する経費
	補 助 費 等	各種団体への助成金や一部事務組合への負担金
	積 立 金	特定の目的のために設けられた基金に積立てる経費
	繰 出 金	特別会計へ繰り出す経費
投資的経費 (普通建設事業費)		公共施設の建設など社会資本整備に関する経費

5 平成 16 年度重点施策

毎年、翌年度の予算編成に向けて重点的に取り組む施策の方針として「予算編成方針」が市長から示されます。平成 16 年度に取り組む重点施策としては、次の 5 項目を掲げました。

- 
- 誰もが地域の中で安心して暮らし続けていくための支援
 - 便利で人に優しいまちづくりを進めるための施策
 - 子どもたち・青少年の健やかな成長を育む施策
 - 緑豊かで活気ある地域を築くための施策
 - 市民が主人公として輝くまちづくりの推進

ここでは、これらの施策を推進する個別事業の中から、3 事業を取り上げました。

① 福祉バス

狛江市福祉バスみどり号は、あいとぴあセンターを起点に市内循環、北回り、南回りの3ルートで平成16年4月から運行を開始しました。これまで福祉事業に伴う施設への送迎のみを行っていたものを廃止して、新たに運行ルートやダイヤを決めて取り組んだものです。事業費は、それまでの福祉施設送迎バスの委託経費とほぼ同額です。

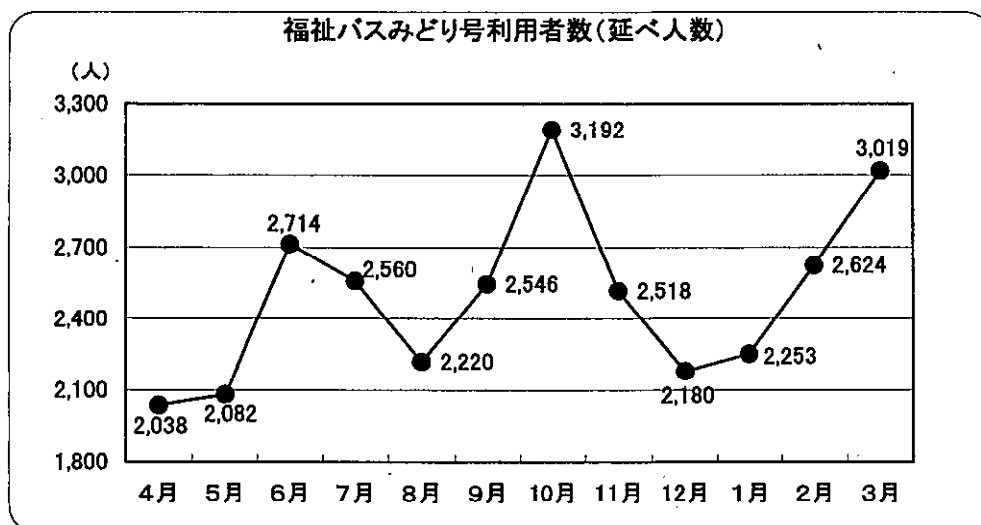
みどり号は、市内の福祉施設への送迎を目的としており、対象者であれば誰でも無料で利用できます。ただし、通勤や買い物など福祉施設を利用しない場合は乗車できません。また、みどり号は立って乗車することができませんので、満席の場合は乗車をお断りします。

〔目的とする福祉施設〕

あいとぴあセンター・こまえ苑・こまえ正吉苑・岩戸児童センター・和泉児童館

この福祉バスの運行に要した経費は2,419万2千円でした。また、年間利用者は3ルート合計で延べ約3万人、1日当たり約105人が利用したことになります。

事業費	2,419万2千円
市民1人当たりの負担額	319円
年間利用者数	29,946人
利用者1人当たりの市の負担額	808円



② 放課後クラブ

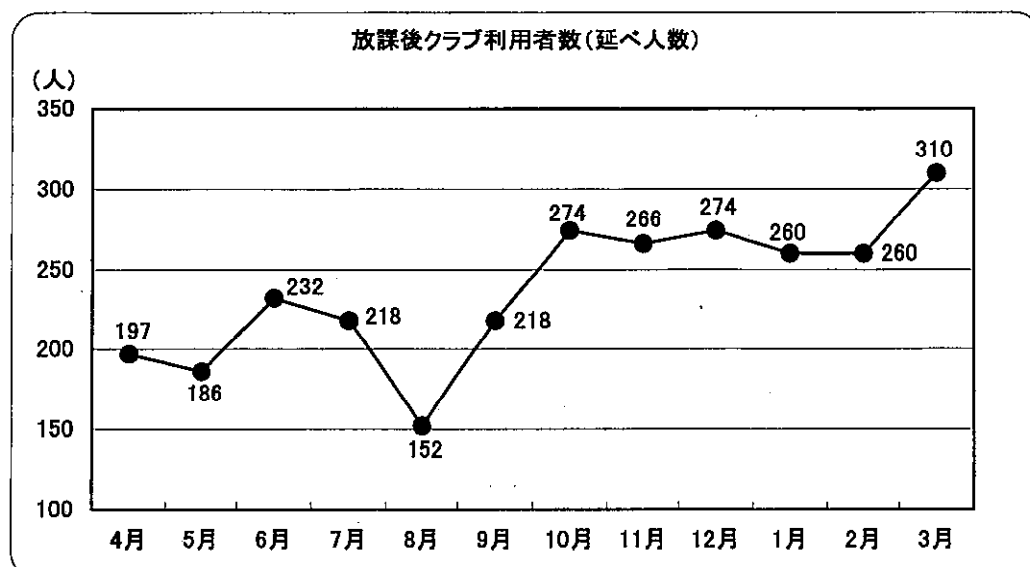
市では小学校の校庭、体育館及びフリースペイルームを利用して児童の遊び場を確保し、家庭に一旦帰宅することなくそのまま遊びに参加できる「子どもフリースペイ」事業を実施しています。遊びを通じて、上級生と下級生との交流を促進することにより、創造性、自主性、社会性を養い、健全な育成を図ることを目的としています。

第一小学校では平成16年4月から「新子どもフリースペイ」として「放課後クラブ」を取り込んだ形態で事業を展開しています。

「新子どもフリースペイ」は1年生から6年生までの在籍児童及びその学区域に在住する児童が対象ですが、「放課後クラブ」は新子どもフリースペイに登録し、第一小学校学区域内に居住する小学校3年生までの児童で、保護者が仕事・病気療養中等で放課後世話ができない児童を対象に、下校時より午後6時まで、学校休業日は午前8時30分から午後6時まで実施しています。

「放課後クラブ」への登録者数は、4月の時点では12人でしたが、12月には18人となりました。この事業に要した経費は、626万2千円でした。利用延べ人数は年間で2,847人となりました。

事業費		626万2千円
財源内訳	都支出金	297万3千円
	負担金	31万8千円
	一般財源	297万1千円
市民1人当たりの負担額		39円
年間利用者数		2,847人
利用者1人当たりの市の負担額		1,044円

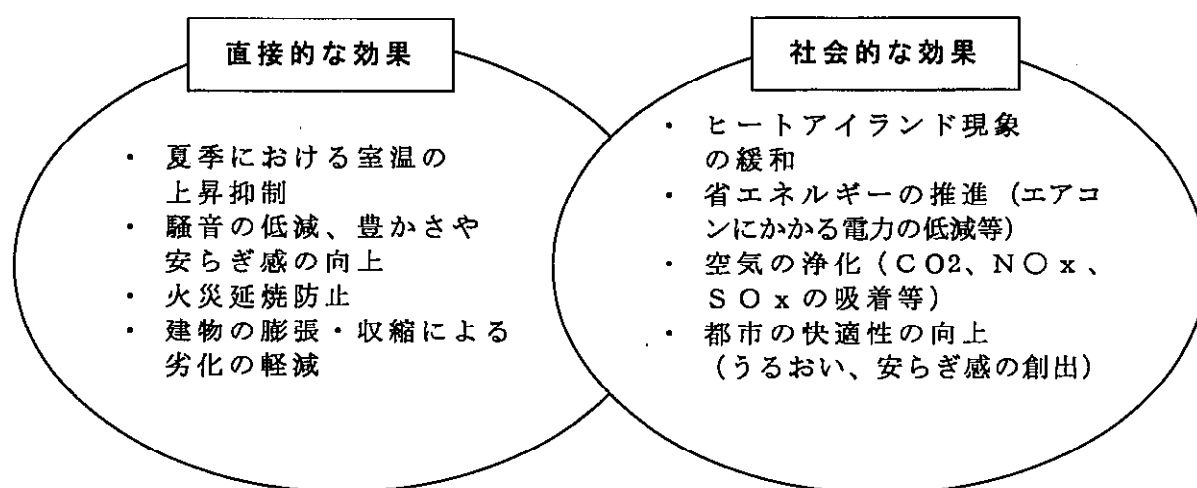


③ 屋上・壁面緑化モデル

市は「水と緑の住宅都市」を将来都市像とし、これまで生垣への助成などに取り組んできました。厳しい財政状況の中、新たに緑地を確保することは難しいですが、市街地における緑化推進の一つの手法として建築物の緑化を促進するため、狛江駅北口にある緑の三角広場（交番横）を利用して屋上・壁面緑化推進に関する展示用ブースを設置しました。

展示モデルは市内造園業者により無償でご協力いただき、啓発活動を展開するとともに、広場中央に位置する残余の緑地オープンスペースを公共公益的市民活動の場として一般開放しています。

屋上・壁面緑化には室温の改善効果や火災などからの建築物保護効果もあります。



この緑の三角広場の整備に 546 万円かかりました。市民 1 人当たり 38 円のコストがかかったこととなります。

事業費		546万円
財源内訳	都支出金	260万9千円
	一般財源	285万1千円
市民1人当たりの負担額		38円

6 基金の状況

基金は自治体の貯金であり、年度間の財源不足を調整するためや特定の目的のために積み立てています。財政調整基金は、市の収入は経済状況などにより変動しますので、あらかじめ基金を積み立てておくことによって、市の財政状況の変化に対応し、安定した財政運営ができるようにするものです。

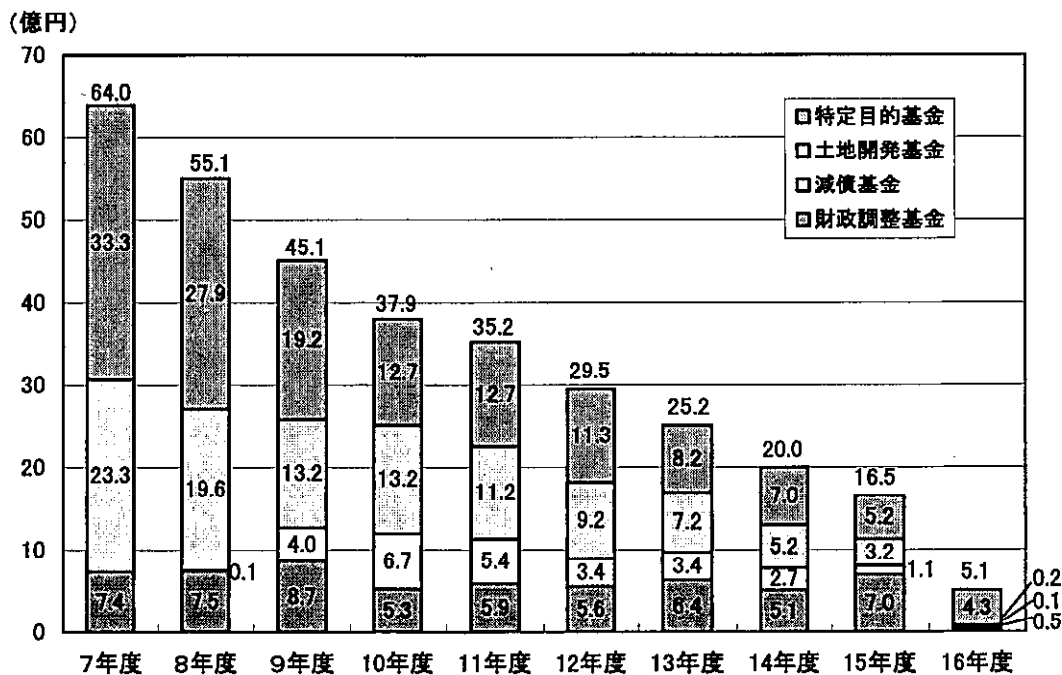
平成5年度以降は、積立額より取崩額の方が大きいという状況が続いており、平成16年度は基金全体で12億7千万円余を取り崩しましたが、積み立ては緑化基金を除くと利息分のみとなりました。

■基金の状況

(単位:千円)

	15年度末現在高	16年度積立金	16年度取崩額	16年度末残高
財政調整基金	696,706	334	653,724	43,316
減価基金	110,660	32	100,000	10,692
特定目的金	525,528	127,994	221,243	432,279
保健福祉施設等建設基金	15,174	317	0	15,491
清掃施設建設基金	114,137	31	100,000	14,168
都市整備事業基金	68,245	19	65,243	3,021
緑化基金	214,735	127,589	56,000	286,324
博物館建設基金	92,760	32	0	92,792
図書館建設基金	20,477	6	0	20,483
土地開発基金	320,000	0	299,700	20,300
合計	1,652,894	128,360	1,274,667	506,587

基金残高の推移



7 市債の状況

多額の財源を必要とする道路や学校の施設建設などを行うときに市債を発行し、後年度に分割返済することによって、年度間の財源調整を行い、負担を平準化することができます。

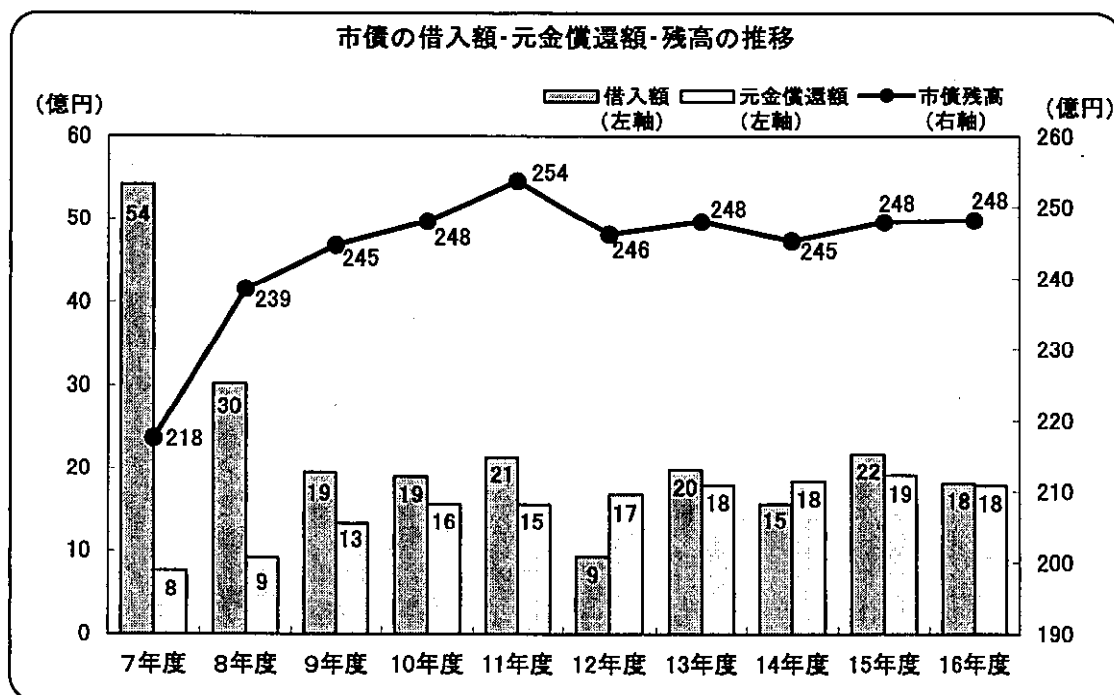
しかし、臨時財政対策債と減税補てん債は、特定の建設事業に充てるのではなく、国の政策によるもので、普通交付税や市税の減少分を補うためのものであり赤字債といわれています。

平成16年度の借入額は18億1,510万円で、内訳は三・六小学校の耐震補強工事や二・七小学校の統合などに伴う義務教育施設整備事業債の2億7,500万円、前原公園整備事業債の2億1,400万円、都市計画道路3・4・16号線整備事業債の380万円と、赤字債といわれる臨時財政対策債の11億4,500万円、減税補てん債の1億7,730万円です。

■市債借入額・元金償還額・残高の推移

(単位:百万円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
借入額	5,419	3,022	1,946	1,894	2,132	931	1,975	1,567	2,171	1,815
元金償還額	767	924	1,334	1,561	1,563	1,683	1,795	1,837	1,910	1,786
市債残高	21,759	23,857	24,468	24,801	25,370	24,617	24,797	24,526	24,787	24,816



8 都市整備事業

都市整備事業にかかる財源の多くは市債で賄っており、これまで公共事業のために発行した市債の残高は171億6,800万4千円になります。

ここではいくつかの事業について紹介します。

① 前原公園整備事業

西野川にある「前原公園」は平成12年4月に一部開園し、平成17年3月にすべての整備が終了し、全園開園しました。平成6年度に前原公園整備に経費をかけ始めてから、約47億円の事業費を要しました。

公園の広さは約12,500㎡で、現在市民の方々の自主管理により運営しています。

■前原公園整備事業費内訳

事業費		46億8,372万3千円
内訳	国支出金	7億2,900万円
	都支出金	2億7,318万5千円
	市債	29億3,990万円
	その他	4億3,493万1千円
	一般財源	3億670万7千円

※ 平成6年度以降の事業費

② 調布都市計画道路3・4・16号線整備事業

調布都市計画道路3・4・16号線とは上和泉地域センターから市民総合体育館、第一中学校、電力中央研究所の前を通り、喜多見駅方面に行く道路です。計画では南部地域を回って和泉多摩川駅付近までつながる予定です。

この道路は市道ですので、国や都からの補助金等がありますが、狛江市が整備していかなければなりません。この間で上和泉地域センターから第一中学校の先まで道路を拡幅し、歩道整備などが終わりました。

■調布都市計画道路3・4・16号線整備費内訳

事業費		109億9,563万7千円
内訳	国支出金	23億1,625万円
	都支出金	7億3,741万3千円
	市債	44億4,350万円
	その他	11億2,073万円
	一般財源	23億7,774万4千円

※ 平成3年度以降の事業費

③ 小田急線高架事業

狛江市のほぼ中心を横断する小田急線は、平成元年から立体化工事が開始され平成7年に高架切替し、市内の13か所の踏切がなくなりました。そして、平成9年に複々線高架化が完了しました。朝夕のラッシュ時など、交通渋滞の原因となっていました。立体化により円滑な交通環境の実現と住環境の向上が果たせました。平成12年に事業が完了し、現在の姿となっています。

小田急線高架事業は東京都主体の事業です。線路を高架にする他にも、側道の整備などの経費も含んでいます。事業主体である東京都に対して、鉄道事業者と地元自治体である世田谷区と狛江市が負担金を支払い、事業が行われました。

■小田急線高架事業費内訳

事業費		54億8,568万2千円
内訳	都支出金	16億970万円
	市債	30億5,440万円
	その他	3億6,229万6千円
	一般財源	4億5,928万6千円

※ 昭和61年度以降の事業費

④ あいとぴあセンター・西河原公民館建築事業

福祉会館と西河原公民館の老朽化に伴い、建物を建替え、新たに西河原公民館は平成6年、福祉会館はあいとぴあセンターとして平成8年に開館しました。

西河原公民館は、市民の学習や文化活動の拠点として、学習室・和室・特別学習室・生活工芸室・陶芸窯・暗室・料理実習室・パソコン室・茶室・多目的ホール・視聴覚室（ピアノ・映像装置）などがあります。

■あいとぴあセンター・西河原公民館
建築事業費内訳

事業費		52億8,798万5千円
内訳	国支出金	2億2,560万円
	都支出金	6億1,336万5千円
	市債	25億2,300万円
	その他	15億8,130万円
	一般財源	3億4,472万円

※ 平成3年度以降の事業費

あいとぴあセンターでは、保健センター、障がい者福祉センター、老人福祉センター、高齢者在宅サービスセンターの各事業を行っています。また、地域福祉活動の拠点でもあります。

9 「実質的な収支」の状況

「実質的な収支」とは単年度収支に実質的な黒字要素である財政調整基金・減債基金及び土地開発基金への積立額と市債の繰上償還額を加え、赤字要素として財源対策である財政調整基金・減債基金及び土地開発基金の取崩額を差引いた額であり、当該年度でこれらの黒字・赤字要素が歳入歳出面で措置されなかった場合、単年度収支がどのようになっていたかをみるものです。

16年度の「実質的な収支」は9億8千万円余の赤字となりました。過去と比較しても今まで以上の大幅な赤字になっており、これまでにない厳しい財政状況にあるといえます。また、単年度の「実質的な収支」を累積していくと、この10年間で約30億円もの赤字になっています。

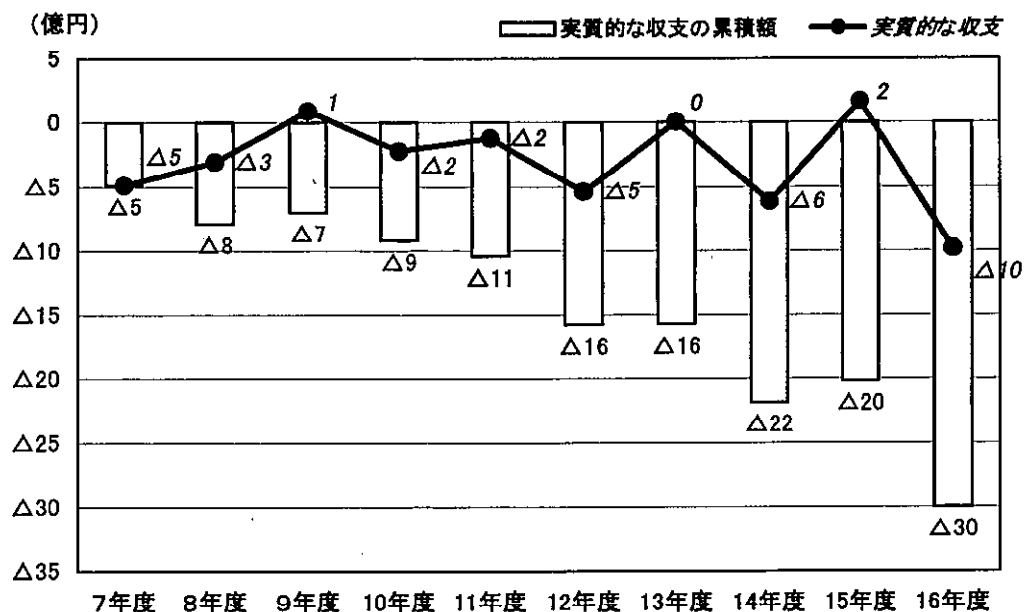
「実質的な収支」が赤字ということは、当該年度の収入よりも支出が上回り、蓄えていた基金を取り崩して行政運営している状況といえます。

■「実質的な収支」の推移

(単位:百万円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
実 質 収 支	410	464	614	306	452	325	455	234	572	645
単 年 度 収 支	16	54	150	△308	146	△127	130	△221	338	73
黒字要素	積 立 金	14	15	616	392	312	351	256	343	473
	繰上償還額	0	0	64	159	0	25	0	1	0
赤字要素	積立金取崩額	△516	△372	△740	△463	△579	△785	△380	△735	△1,053
実 質 的 な 収 支	△486	△303	90	△220	△121	△536	6	△613	165	△980

「実質的な収支」の推移と累積額

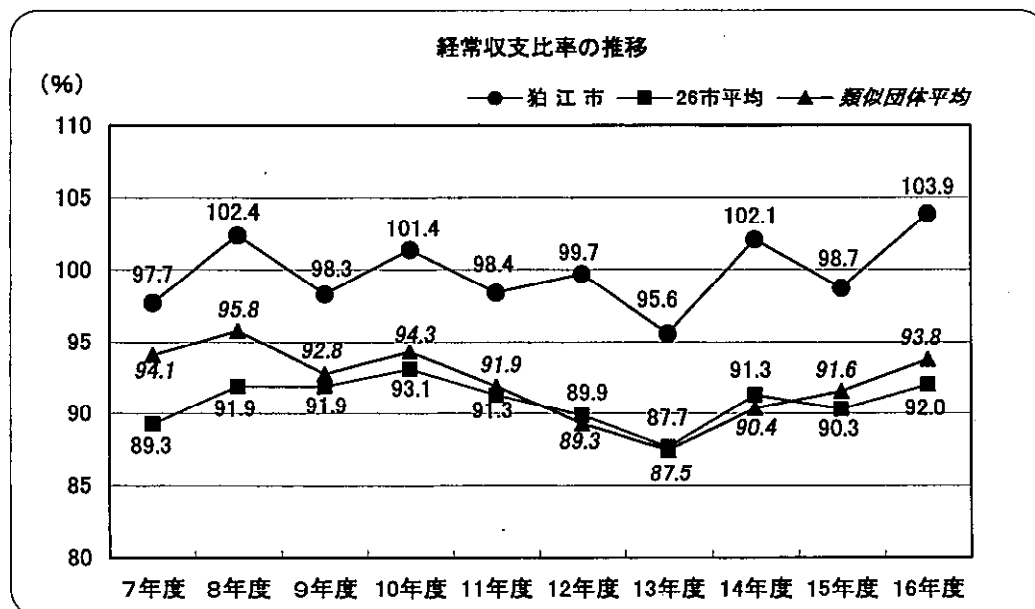


10 財政指数

① 経常収支比率

経常収支比率は、経常的にかかる経費（人件費・扶助費・公債費等）に充当された一般財源と経常一般財源の比率です。経常経費は簡単に縮減できないことから、財政構造の弾力性をあらわし、数値が低い方が市独自の施策に充当できる財源が大きく、高いほど財政が硬直化していることを示しています。

平成 16 年度は前年度より 5.2 ポイント上がり、103.9%となりました。100%を超えているということは、経常経費が経常的に収入される一般財源で賄いきれないこと意味しており、新たな行政需要に対応することが困難な状況にあるということです。



[算定式]

経常収支比率＝経常経費充当一般財源等÷経常一般財源×100%

※13年度以降は減税補てん債・臨時財政対策債を経常一般財源等に加えた率

※12年度以前は減税補てん債を経常一般財源等に加えない率

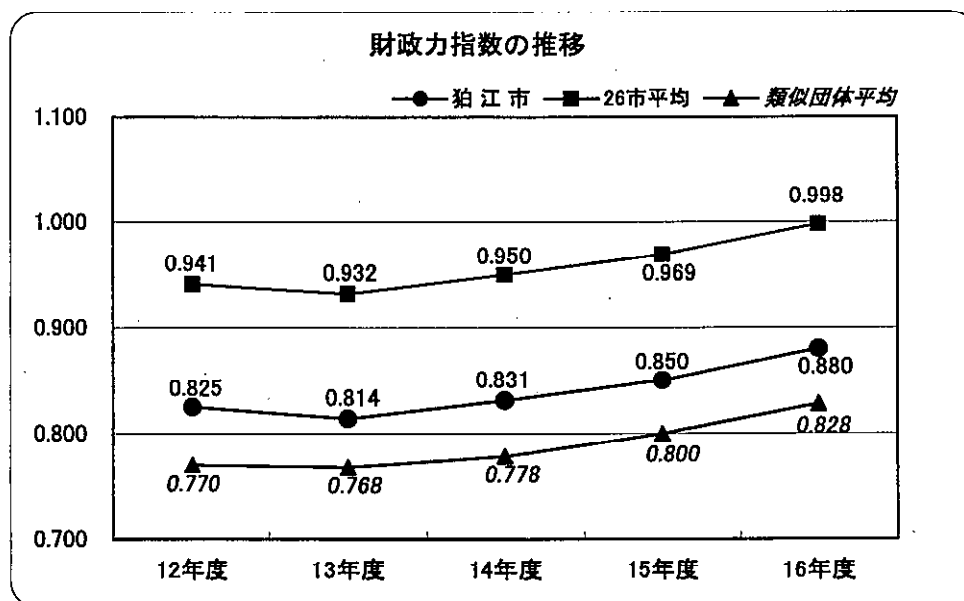
～類似団体とは～

人口と産業構造により市町村の類型が総務省から示されています。
26市のうち狛江市の類似団体は、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、稲城市の5市です。

② 財政力指数

自治体の財政力の強弱を測る指標であり、国から交付される普通交付税にどれだけ頼らずに財政運営しているかを意味しています。1に近いほど普通交付税算定上では留保財源（自治体の独自の財源）が多く、財源に余裕があるとされています。

狛江市の財政力指数は年々上昇し、3か年平均で0.880、単年度では0.913となりました。



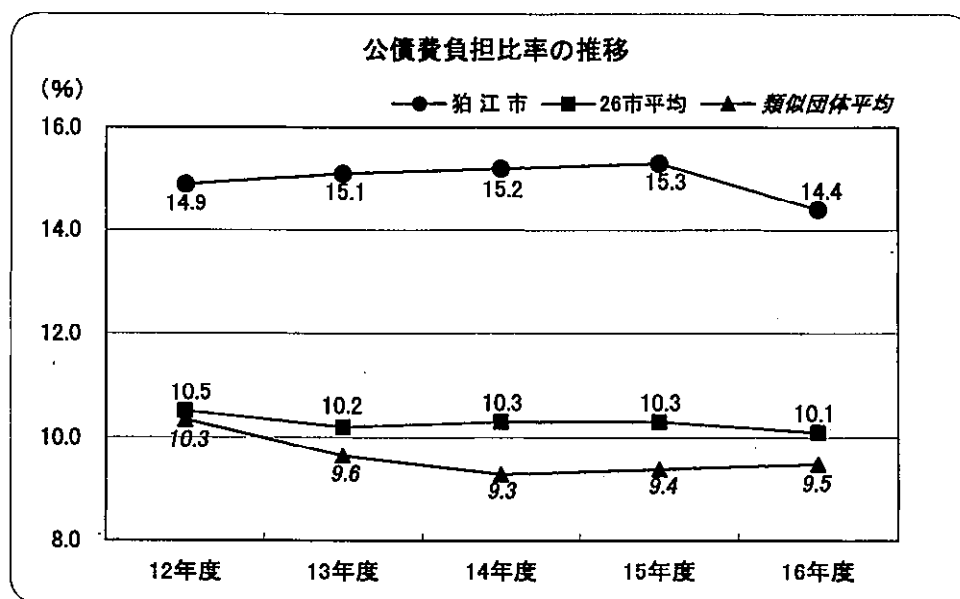
[算定式]

財政力指数

＝（基準財政収入額÷基準財政需要額）の過去3年間の平均値

③ 公債費負担比率

公債費（借金の返済金）に充てられた一般財源等と歳出に充てられた一般財源等の比率であり、公債費が一般財源等の使途の自由度をどれくらい制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断することができます。20%が危険水準、15%が警戒水準とされており、狛江市は16年度で14.4%と前年度より若干下がったものの、依然公債費が財政運営を圧迫している状況にあります。



[算定式]

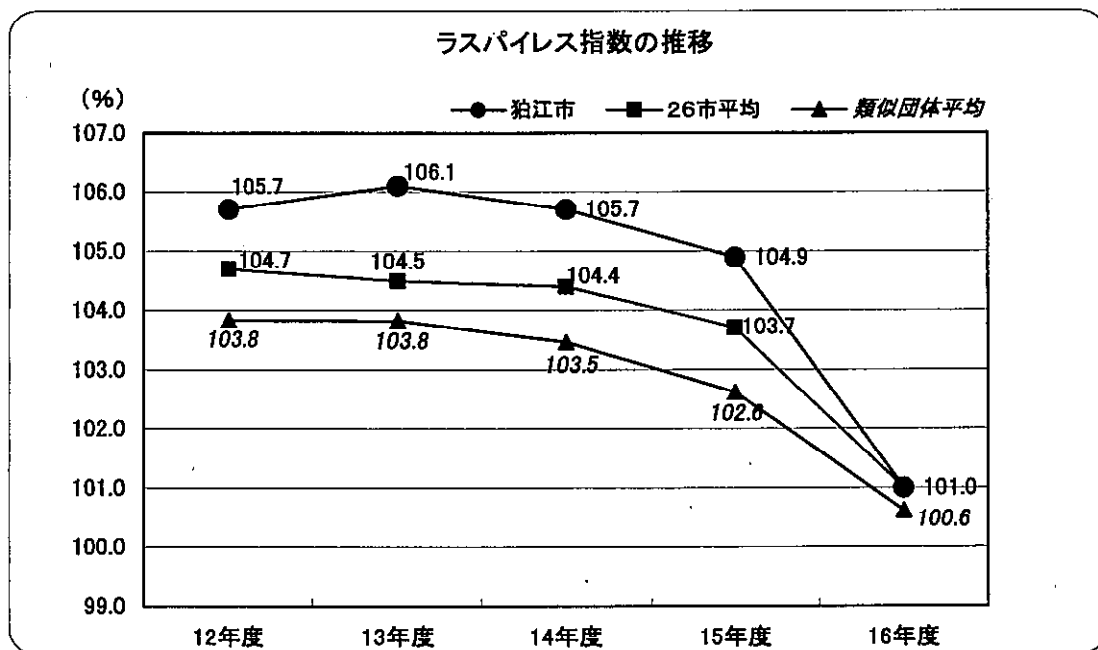
$$\text{公債費負担比率} = \text{公債費充当一般財源等} \div \text{一般財源等} \times 100\%$$

～ 職員給与と職員数の状況 ～

◆ ラスパイレス指数

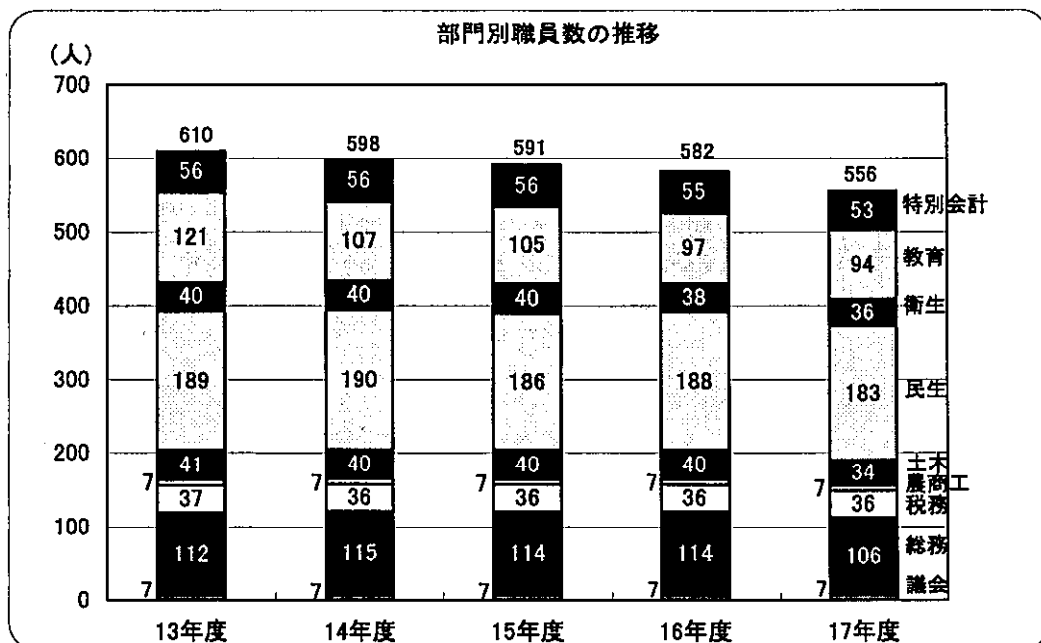
ラスパイレス指数は、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別・経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

平成15年度までは全国的にも高い水準にありましたが、16年度は26市平均まで下がりました。

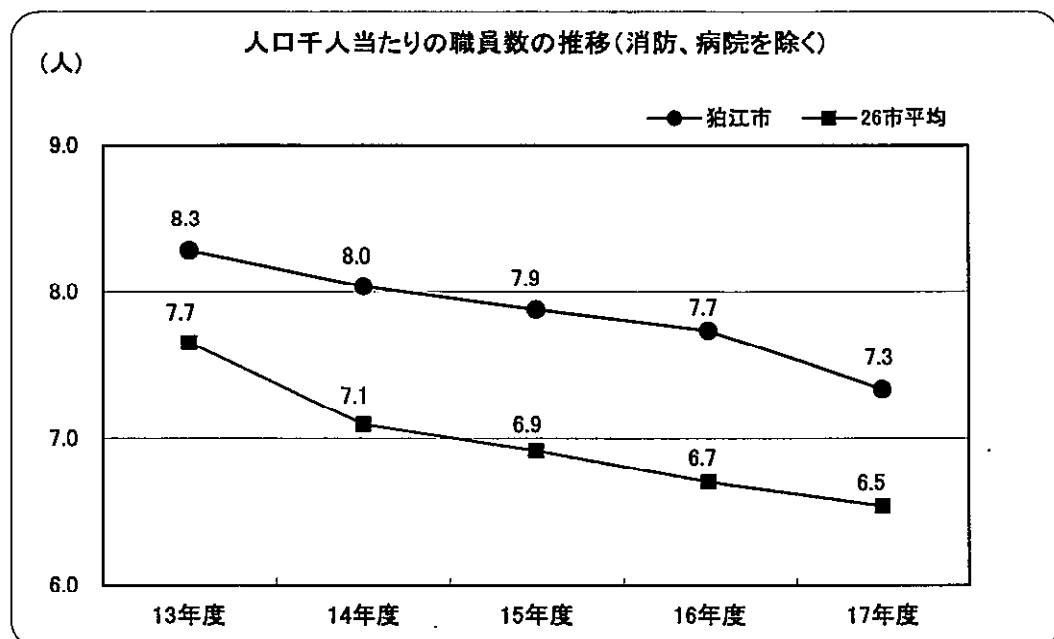


◆ 職員数

市の職員数は、平成 17 年 4 月 1 日現在で 556 人です。前年度に比べ 26 人減っています。（定員管理調査上の人数、教育長 1 名を含む。）



人口千人当たりの職員数でみると毎年減っていますが、狛江市の人口では 26 市平均に比べて約 60 人多い状況にあります。



11 財務諸表

市の会計は、その年度のお金の出入りを歳入と歳出に単純に分けた現金主義を採用しています。これでは、市の資産や負債の状況がどのようなになっているのか、年間にどれくらいの行政コストがかかっているのかということが分かりにくくなっています。

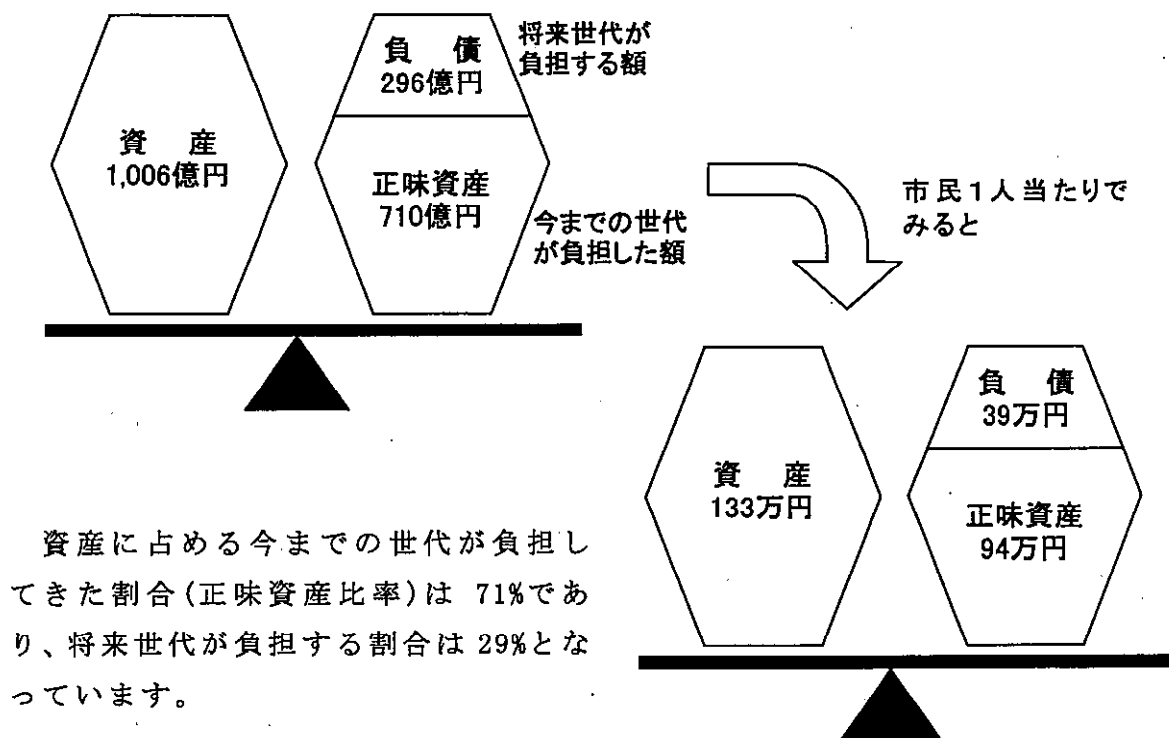
そこで、民間企業の発生主義に基づく会計手法を導入した「バランスシート（貸借対照表）」と「行政コスト計算書（損益計算書）」、「キャッシュ・フロー計算書」の財務諸表を作成しました。

なお、作成にあたっては、普通会計を対象としており、平成13年3月に総務省から報告された手法に基づいています。

① バランスシート

現在の公会計制度は、1年間の現金の出入りの結果を表しているのに対し、バランスシートは、過去から今まで財政運営により蓄積された資産や負債の状況を総括的に表したものです。

これにより狛江市が現在どれだけの資産を持っており、また、それを形成するために今までの世代がどれだけ負担し、将来の世代がこれからどれだけ負担するのかが分かります。



借方:
資金を何に使ったか

バランスシート(平成16年度)
(平成17年3月31日現在)

貸方:
資金をどのように調達したか

(単位:百万円)

借 方	全 体	貸 方	全 体
【資産の部】		【負債の部】	
1. 有形固定資産		1. 固定負債	
(1) 総務費	2,468	(1) 地方債	22,889
(2) 民生費	7,773	(2) 債務負担行為	0
(3) 衛生費	3,189	① 物件の購入等	0
(4) 労働費	0	② 債務保証又は損失補償	0
(5) 農林水産業費	12	(3) 退職給与引当金	4,761
(6) 商工費	27	固定負債合計	27,650
(7) 土木費	47,152	2. 流動負債	
(8) 消防費	743	(1) 翌年度償還予定額	1,927
(9) 教育費	26,411	(2) 翌年度繰上充用金	0
(10) その他	9,635	流動負債合計	1,927
(うち土地)	(71,420)		
有形固定資産合計	97,410	負債合計	29,577
2. 投資等			
(1) 投資及び出資金	15		
(2) 貸付金	383		
(3) 基金	452		
① 特定目的基金	432		
② 土地開発基金	20		
③ 定額運用基金	0		
(4) 退職手当組合積立金	809		
投資等合計	1,659		
3. 流動資産			
(1) 現金・預金	721		
① 財政調整基金	43		
② 減債基金	11		
③ 歳計現金	667		
(2) 未収金	838		
① 地方税	797		
② その他	41		
流動資産合計	1,559		
資産合計	100,628		
		【正味資産の部】	
		1. 国庫支出金	7,717
		2. 都道府県支出金	18,684
		3. 一般財源等	44,650
		正味資産合計	71,051
		負債・正味資産合計	100,628

地方債償還高のうち
翌年度償還予定
元金を控除した額
を計上

年度末に職員全員
が普通退職したと
想定した場合の要
支給額を計上

地方債償還高のうち
翌年度予定されて
いる元金償還額を
計上

これからの世代が
負担する額

今までの世代が
負担してきた額

② 行政コスト計算書

バランスシートが資産・負債の面から財政状況を見ているのに対して、行政コスト計算書は人的サービスや給付サービスなど資産の形成につながらない行政サービスを市民の皆さんに提供するのにどれくらいの費用（減価償却費など非現金的支出を含む。）がかかり、それをどのような財源で賄っているのかを表しています。

一般財源増減額が赤字であるということは、その年度の費用をその年度の収入で賄えなかったことを表しています。

市民1人当たりでみると行政コストは26万円余かかっています。目的別では民生費の10万円余、性質別では移転支出的なコスト（扶助費、補助費等）の12万円余が最も多く占めています。

■行政コスト計算書(平成16年度4月1日から平成17年3月31日)

[行政コスト]

(単位:百万円)

			総額	構成比率	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農水業費	商工費	土木費	消防費	教育費	公債費	不納欠損額
1	人にかかるコスト	(1) 人件費	4,751	24%	283	1,440	1,449	275	8	16	42	451	13	774		
		(2) 退職給与引当金繰入等	414	2%	25	126	126	24	1	1	4	39	1	67		
		小計	5,165	26%	308	1,566	1,575	299	9	17	46	490	14	841		
2	物にかかるコスト	(1) 物件費	3,338	17%	20	613	583	923	45	5	3	265	56	825		
		(2) 維持補修費	94	0%		15	14	3				24	1	37		
		(3) 減価償却費	1,470	7%		78	202	121		1	2	591	65	410		
		小計	4,902	24%	20	706	799	1,047	45	6	5	880	122	1,272		
3	専断支出的なコスト	(1) 扶助費	3,312	17%			3,247							65		
		(2) 補助費等	3,365	17%	10	66	688	1,181	6	4	46	5	1,035	324		
		(3) 繰出金	2,405	12%			1,735					670				
		(4) 普通国庫等事業費 (他団体等への補助金等)	78	0%								78				
		小計	9,160	46%	10	66	5,670	1,181	6	4	46	753	1,035	389		
4	その他のコスト	(1) 災害復旧事業費														
		(2) 失業対策事業費														
		(3) 公債費(利子分のみ)	629	3%											629	
		(4) 債務負担行為繰入														
		(5) 不納欠損額	118	1%												118
		小計	747	4%											629	118
行政コスト			19,974		338	2,338	8,044	2,527	60	27	97	2,123	1,171	2,502	629	118
構成比率					2%	12%	40%	13%	0%	0%	0%	11%	6%	12%	3%	1%

[収入項目]

1	使用料・手数料等	882		80	288	147		2		310	5	50		
	行政コストに対する割合	4%		3%	4%	6%		7%		15%		2%		
2	国庫(都)支出金	3,678		276	2,745	293	10	1	5	93	104	151		
	行政コストに対する割合	18%		12%	34%	12%	17%	4%	5%	4%	9%	6%		
3	一 般 財 源	13,679												
	行政コストに対する割合	68%												
収 入 b		18,239												
4	正味資産国庫(都)支出金償却額 c	529												
5	期首一般財源等	45,856												
	差引一般財源等増減額(b-a+c)	△1,206												
6	期末一般財源等	44,650												

③ 施策別行政コスト計算書

行政コスト計算書を施策ごとや施設ごとに作成することで、より具体的に指標単位当たりのコストや受益者負担の割合などを把握することができます。今回は公立保育園を対象として施策別行政コスト計算書を作成しました。

◆ 公立保育園の行政コスト

狛江市に6園ある保育園の運営経費は平成16年度で12億3,500万円余となり、人件費が85%を占めています。園児1人当たりでみると200万円余の経費がかかっていることになり、このうちの150万円余が市の負担となっています。

財源内訳でみると、平成16年度は三位一体の改革による国庫補助金の廃止により国庫（都）支出金が大きく減少し、一般財源による負担が増えています。

■公立保育園(6園)の行政コスト

行政コスト		(単位:千円)	
		16年度	15年度
人にかかるコスト	(1) 人件費	964,007	970,892
	(2) 退職給与引当金繰入等	84,019	100,315
	小計	1,048,026	1,071,207
物にかかるコスト	(1) 物件費	81,311	80,584
	(2) 維持補修費	6,657	5,216
	(3) 減価償却費	19,067	21,165
	小計	107,035	106,965
移転支出的なコスト	(1) 扶助費	76,819	77,935
	(2) 補助費等	1,722	1,794
	小計	78,541	79,729
合計 a		1,233,602	1,257,901
園児数(人) α		615	615
園児1人当たりのコスト(円) a/α		2,005,857	2,045,367

財源内訳		16年度	15年度
使用料・手数料等 b	b	144,139	126,668
	b/a	11.7%	10.1%
国庫(都)支出金 c	c	141,304	318,531
	c/a	11.4%	25.3%
一般財源 d	d	948,159	812,702
	d/a	76.9%	64.6%
園児1人当たりの市の負担額(円) d/α		1,541,722	1,321,467
市民1人当たりの負担額(円) d/人口		12,512	10,800

④ キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、行政活動を資金の流れからみたものであり、その年度の資金（財政調整基金、減債基金及び歳計現金）の増減内訳を表しています。「行政活動」「投資活動」「財務活動」の3つの活動区分に分けてキャッシュ・フローを表示しています。

■キャッシュ・フロー計算書
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

(単位:百万円)

項 目	金 額
I 行政活動によるキャッシュ・フロー	
1 税収	10,882
2 使用料及び手数料収入	390
3 人件費による支出	△ 5,250
4 物件費により支出	△ 3,338
5 維持補修費による支出	△ 94
6 扶助費による支出	△ 3,312
7 諸収入	144
小 計	△ 578
8 交付金による収入	2,717
9 国庫及び都支出金による収入	3,678
10 分担金・負担金・寄附金による収入	250
11 補助費等による支出	△ 3,443
行政活動によるキャッシュ・フロー	2,624
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
1 有形固定資産の取得による支出	△ 1,048
2 国庫及び都支出金による収入	321
3 財産の売却・運用による収入	66
4 貸付金元利収入	1
5 貸付金の貸付による支出	△ 1
6 投資及び出資による支出	0
7 他会計・基金からの繰入による収入	546
8 積立基金への積立による支出	△ 128
9 他会計・定額運用基金への繰出による支出	△ 2,440
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,683
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
1 地方債の発行による収入	1,815
2 地方債の償還による支出	△ 1,786
3 支払利子及び公債諸費による支出	△ 629
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 600
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 659
V 現金及び現金同等物の繰越残高	573
VI 現金及び現金同等物の年度末残高	△ 86
内 訳	
財政調整基金	△ 653
減債基金	△ 100
歳計現金	667

投資活動によるキャッシュ・フローの赤字額が、行政活動によるキャッシュ・フローの黒字額を上回っており、行政活動による余剰額だけでは投資活動への支出が賄えなかったことを表し、好ましくない状況といえます。さらに、地方債の元利償還金が借入額を上回っているため財務活動によるキャッシュ・フローも赤字となり、16年度中の全体のキャッシュ・フローが6億5,900万円の赤字となりました。この赤字額が前年度からの繰越額を上回っており、16年度末残高が8,600万円の赤字となっています。これは収入の不足分を財政調整基金と減債基金の取崩しで補って財政運営していたことを表します。

～行政活動によるキャッシュ・フローとは～

経常的に行われる行政活動から発生するキャッシュ・フロー

この黒字額が小さい場合は財政構造が硬直化していると言えます。

～投資活動によるキャッシュ・フローとは～

社会資本形成につながる投資的な活動によるキャッシュ・フローの他、基金への積立てや取崩し、他会計への繰出しによるキャッシュ・フローも含んでいます。

この赤字額が行政活動によるキャッシュ・フローの黒字額の範囲内であることが望ましいと言えます。

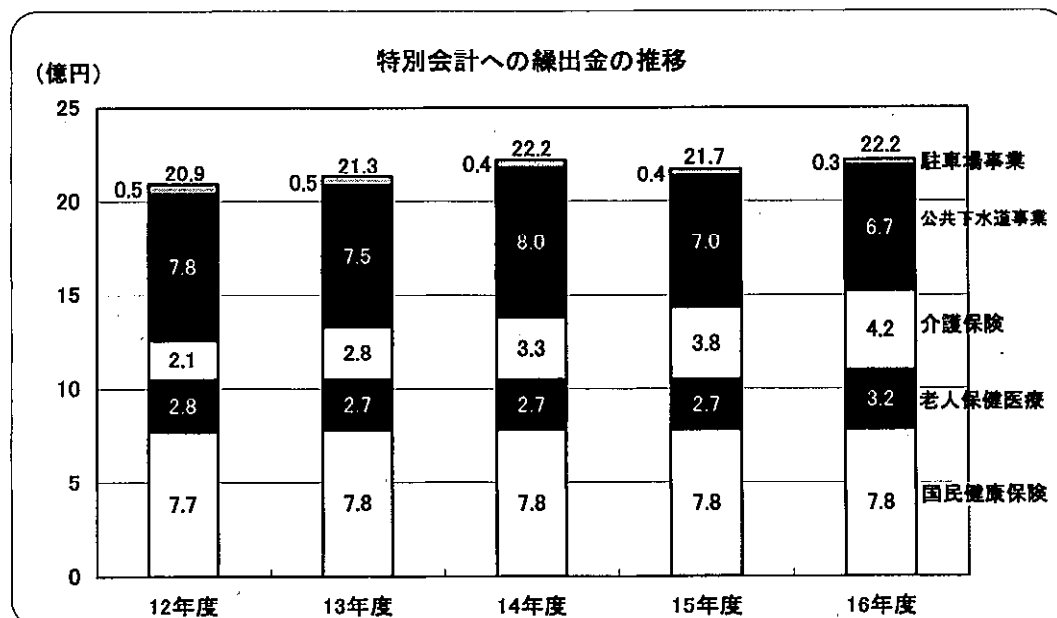
～財務活動によるキャッシュ・フローとは～

行政活動及び投資活動の結果から生じたキャッシュ・フローの差額を財務活動によってどのように補ったかを表します。

12 特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、一般会計から切り離して経理する会計です。

しかし、法令などにより事業の一定割合を一般会計で負担することが義務付けられている部分があり、これを繰出金として特別会計に支出しています。国民健康保険特別会計と公共下水道特別会計については、保険税や料金の収入だけでは賄いきれず、赤字部分も法定外の繰出金として一般会計から支出しています。特に、国民健康保険特別会計へは、平成16年度では6億4千万円の法定外の繰出しをしており、一般会計を圧迫している要因の一つになっています。



※ 駐車場事業特別会計へは貸付金として支出していますが、決算統計上の性質は繰出金として計上しています。

① 国民健康保険特別会計

病気やケガなどで医療機関等にかかるときには、保険証が必要です。サラリーマンの方は社会保険、市の職員は共済組合保険、その他にも保険の種類がありますが、自営業の方や会社を退職された方などは市の国民健康保険に加入しています。

この国民健康保険特別会計は、加入者の納める国民健康保険税を収入源に運営しています。その他、国や都からの支出金や共同事業交付金などが歳入になります。

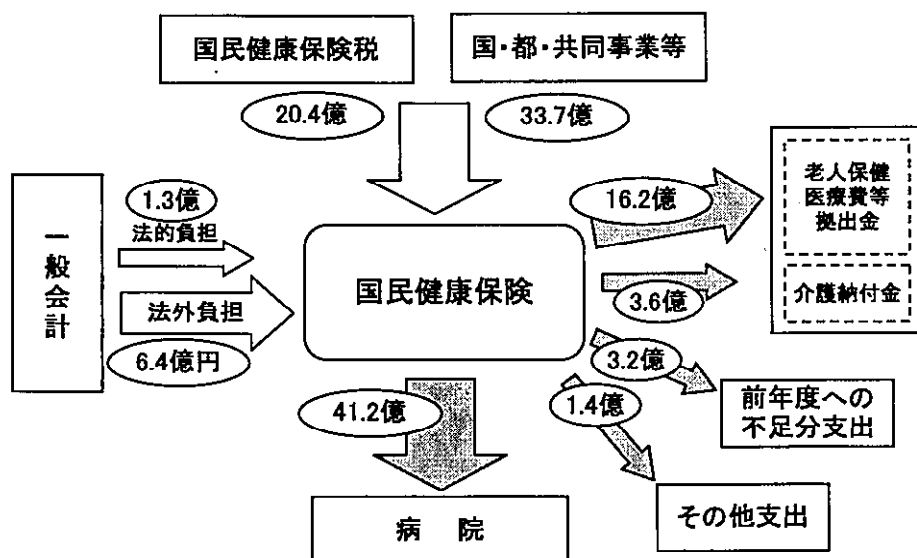
病院への支払いのうち、皆さんが支払う金額は全体の1～3割で、残りの7～9割はその方が加入している保険から病院に支払われます。このうち、国民健康保険に加入している方の分がこの会計から支払われています。その他、社会保険診療報酬支払基金への老人保健医療費等拠出金や介護納付金の支払いなどがあります。

■平成16年度国民健康保険特別会計決算状況

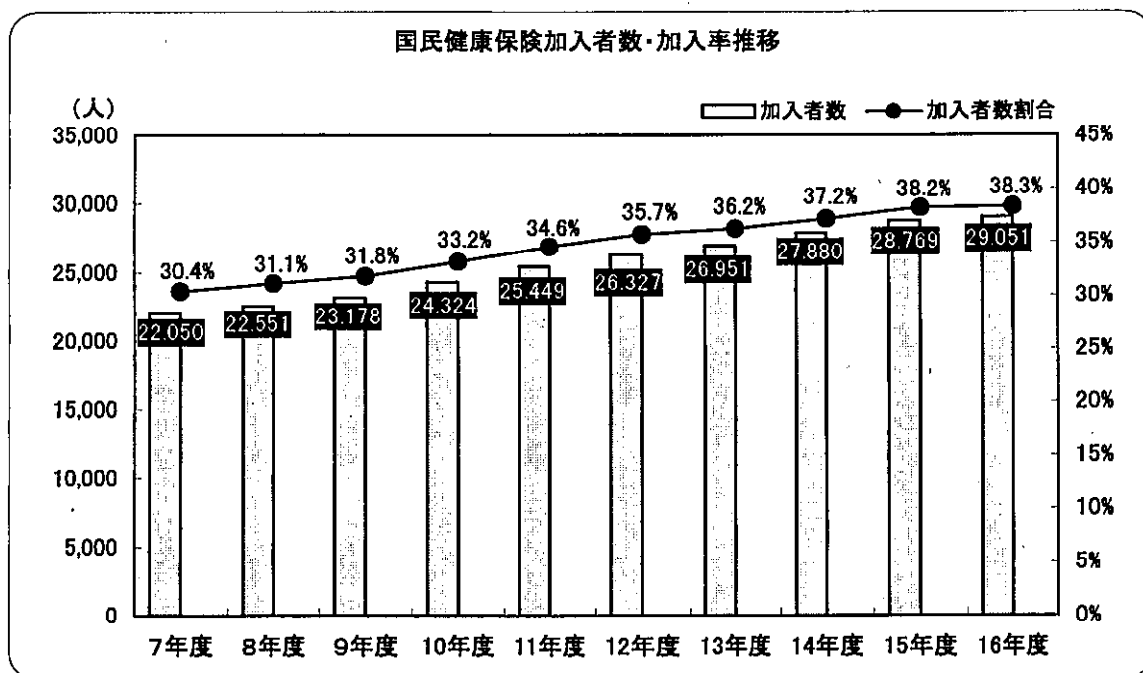
(単位:千円)

	平成16年度	平成15年度	対前年度比	
			増減額	増減率
歳入総額	6,183,309	5,683,064	500,245	8.8%
歳出総額	6,560,866	6,002,149	558,717	9.3%
差引額	△ 377,557	△ 319,085		

※ 不足分3億7,755万7千円は平成17年度予算から繰上充用しています。



加入者の増加に合わせて医療費も年々増加し、国民健康保険税や国や都などからの補助だけで運営することが難しい状況になっています。そのため本来は独立して財政運営している一般会計からも負担をしており、平成16年度は法的な負担を除くと6億4千万円の負担（繰出金）となっています。



② 老人保健医療特別会計

老人保健制度は疾病の予防、治療、機能訓練などの総合的な保健事業を実施するとともに、老人福祉の増進を図ることを目的に、75歳以上の方（65歳以上で一定の障がいの有する方もしくは寝たきりの方を含む。）を対象に医療費の給付を行っています。

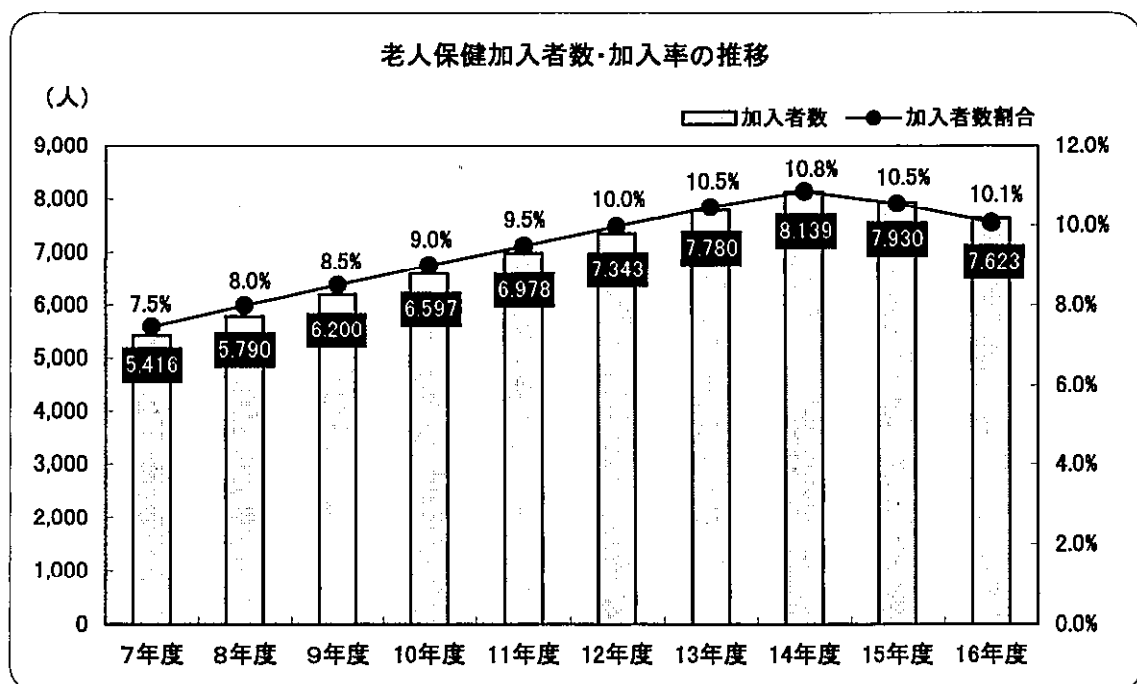
※平成14年9月30日までに70歳になった方（昭和7年9月30日以前に生まれた方）については、引き続き老人保健医療の対象となります。

■平成16年度老人保健医療特別会計決算状況

(単位:千円)

	平成16年度	平成15年度	対前年度比	
			増減額	増減率
歳入総額	5,539,298	5,329,868	209,430	3.9%
歳出総額	5,539,575	5,436,573	103,002	1.9%
差引額	△ 277	△ 106,705		

※ 不足分27万7千円は平成17年度予算から繰上充用しています。



③ 介護保険特別会計

介護保険制度は、寝たきりや認知症などで、常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、常時の介護までは必要ではないが、家事や身支度などで支援が必要な状態（要支援状態）になったとき、状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度です。

■平成16年度介護保険特別会計決算状況

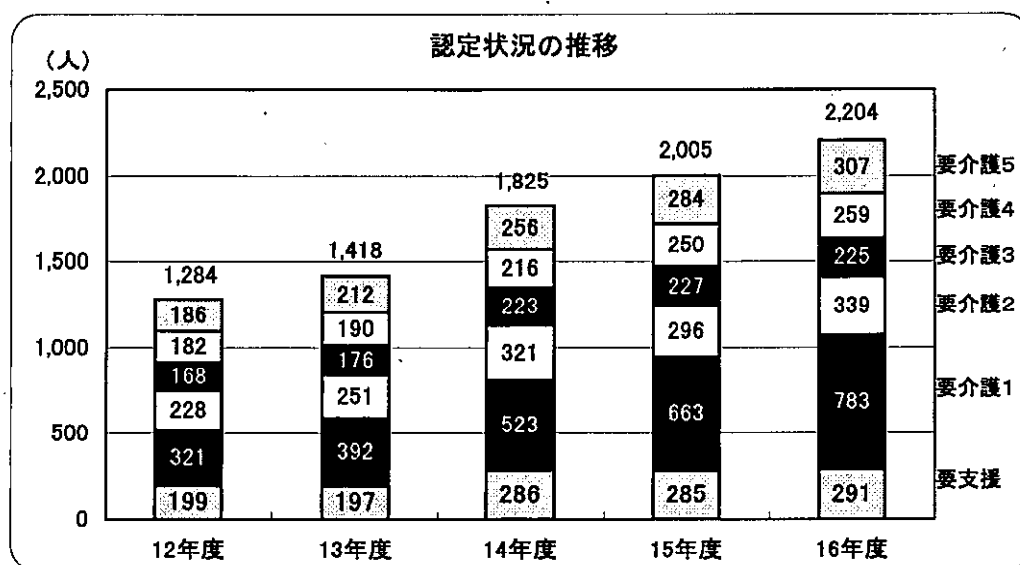
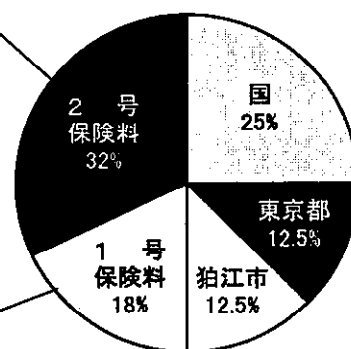
(単位:千円)

	平成16年度	平成15年度	対前年度比	
			増減額	増減率
歳入総額	3,112,704	2,833,494	279,210	9.9%
歳出総額	3,071,450	2,723,067	348,383	12.8%
差引額	41,254	110,427		

社会全体で支える制度であることから、本人の費用負担はサービス費用の1割で、残りの9割が市から支払われます。この9割の支払いの半分は40歳以上の方の保険料で、残りの半分は国・都・市で負担しています。

[2号保険料]
40～64歳まで
の方の保険料

[1号保険料]
65歳以上の方
の保険料



④ 公共下水道特別会計

ご家庭で流される水は下水道に流れ処理されます。狛江市では昭和 53 年度に市内全域の下水道管の整備が終わり、下水を処理するための運営をこの公共下水道特別会計で賄っています。

皆さんの支払われる水道料金は、上水道料金と下水道料金の二つがあり、この内の下水道料金がこの会計の歳入になります。

■平成16年度公共下水道事業特別会計決算状況

(単位:千円)

	平成16年度	平成15年度	対前年度比	
			増減額	増減率
歳入総額	1,754,927	1,770,153	△ 15,226	△0.9%
歳出総額	1,702,870	1,736,843	△ 33,973	△2.0%
差引額	52,057	33,310		

⑤ 駐車場事業特別会計

狛江駅北口の地下にある駐車場には、車 191 台分のスペースがあり、このうち時間貸し 103 台分の運営を駐車場事業特別会計で行い、残りを一般会計で行っています。

駐車料金（使用料）が収入源になり、駐車場業務を文化振興事業団に委託している支払いが主な事業費です。

■平成16年度駐車場事業特別会計決算状況

(単位:千円)

	平成16年度	平成15年度	対前年度比	
			増減額	増減率
歳入総額	69,745	77,344	△ 7,599	△9.8%
歳出総額	69,745	77,344	△ 7,599	△9.8%
差引額	0	0		

⑥ 受託水道事業特別会計

水道事業は東京都（水道企業会計）から受託して、この受託水道事業特別会計で行っています。市の会計ではありますが、歳入・歳出とも財政面はすべて東京都であり、市の財源は使われていません。

■平成16年度受託水道事業特別会計決算状況

(単位:千円)

	平成16年度	平成15年度	対前年度比	
			増減額	増減率
歳入総額	664,566	751,148	△ 86,582	△11.5%
歳出総額	664,566	751,148	△ 86,582	△11.5%
差引額	0	0		

◆ 參考資料 ◆

人 口

42

■会計別歳入歳出決算状況

(単位:千円)

		H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	市民1人 当たり
一般会計	歳入総額	34,349,766	27,030,570	26,493,562	25,689,412	26,976,208	23,589,710	25,449,352	22,661,723	22,862,923	24,261,598	320
	歳出総額	33,939,548	26,545,352	25,798,141	25,321,721	26,522,043	23,264,111	24,922,458	22,419,847	22,289,916	23,594,434	311
	差引額	410,218	485,218	695,421	367,691	454,165	325,599	526,894	241,876	573,007	667,164	9
特別会計	国民健康保険	歳入総額	3,572,037	3,861,160	4,123,823	4,387,254	4,470,787	4,806,684	5,036,802	5,262,302	5,683,064	82
		歳出総額	3,497,874	3,744,278	4,061,254	4,370,109	4,444,165	4,831,261	5,177,941	5,324,547	6,002,149	87
		差引額	74,163	116,882	62,569	17,145	26,622	△ 24,577	△ 141,139	△ 62,245	△ 319,085	△ 5
	老人保健医療	歳入総額	3,737,487	4,108,696	4,333,239	4,699,135	5,202,088	5,308,409	5,384,944	5,505,777	5,329,868	73
		歳出総額	3,708,041	4,100,722	4,324,125	4,773,275	5,241,998	5,269,291	5,425,706	5,474,197	5,436,574	73
		差引額	29,446	7,974	9,114	△ 74,140	△ 39,910	39,118	△ 60,762	31,580	△ 106,706	△ 277
	介護保険	歳入総額						1,713,226	2,148,670	2,336,889	2,833,494	41
		歳出総額						1,595,302	2,086,513	2,335,650	2,723,067	41
		差引額						117,924	60,157	1,239	110,427	1
	公営水道	歳入総額	2,248,233	2,214,772	2,011,264	1,793,068	1,697,098	1,787,739	1,655,247	1,834,809	1,770,153	23
		歳出総額	1,871,217	1,965,904	1,880,068	1,789,602	1,623,972	1,782,439	1,648,683	1,807,675	1,736,843	22
		差引額	377,016	248,868	131,196	3,466	73,126	5,300	6,564	27,134	33,310	1
	駐車場等	歳入総額	257,029	58,986	60,546	70,184	80,025	81,222	80,837	78,432	77,344	1
		歳出総額	257,029	58,986	60,546	70,184	80,025	81,222	80,837	78,432	77,344	1
		差引額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	受託水道	歳入総額	1,043,827	869,844	933,767	905,839	887,644	765,384	812,640	1,033,331	751,148	9
		歳出総額	1,043,827	869,844	933,767	905,839	887,644	765,384	812,640	1,033,331	751,148	9
		差引額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	歳入総額	45,208,379	38,144,028	37,956,201	37,544,892	39,313,850	38,052,374	40,546,492	38,713,263	39,307,994	41,586,146	549
	歳出総額	44,317,536	37,285,086	37,057,901	37,230,730	38,799,847	37,589,010	40,154,778	38,473,679	39,017,041	41,203,506	544
	差引額	890,843	858,942	898,300	314,162	514,003	463,364	391,714	239,584	290,953	382,640	5

■普通会計決算状況

(単位:千円)

	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	市民1人 当たり
歳入総額	33,048,266	25,645,143	25,127,562	24,563,961	25,756,624	22,244,607	23,874,594	22,661,723	22,615,168	22,135,732	292
歳出総額	32,638,048	25,159,925	24,432,141	24,063,171	25,302,459	21,919,008	23,347,700	22,419,847	22,042,161	21,468,568	283
歳入歳出差引額	410,218	485,218	695,421	500,790	454,165	325,599	526,894	241,876	573,007	667,164	9
繰越財源	0	21,000	81,174	194,720	2,414	358	71,511	7,915	598	21,788	0
実質収支	410,218	464,218	614,247	306,070	451,751	325,241	455,383	233,961	572,409	645,376	9
単年度収支	16,482	54,000	150,029	△ 308,177	145,681	△ 126,510	130,142	△ 221,422	338,448	72,967	1
積立金	14,236	5,138	225,749	120,079	311,018	350,507	255,389	243,146	407,674	334	0
繰上償還額	0	0	64,589	158,909	0	24,554	0	0	0	0	0
積立金取崩額	516,600	0	100,000	483,000	243,000	385,000	180,000	365,000	224,000	653,724	9
実質単年度収支	△ 485,882	59,138	340,367	△ 492,189	213,699	△ 136,449	205,531	△ 343,276	522,122	△ 580,423	△ 8

*「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計、差引額が合わないことがあります。

■歳入決算状況

(単位:千円)

	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	市民1人 当たり
一 般 財 源	13,426,434	13,807,997	14,781,161	14,821,844	15,546,820	15,402,874	15,666,921	14,562,636	13,883,923	13,599,554	179
地 方 税	11,722,701	11,728,793	12,124,446	11,726,532	11,450,652	11,054,621	11,274,277	11,050,773	10,739,440	10,604,880	140
地方譲与税	411,124	420,374	226,612	124,477	127,893	132,284	136,465	134,691	143,529	277,066	4
利子割交付金	513,693	254,389	228,934	199,059	187,531	472,034	472,642	180,064	138,364	115,451	2
配当割交付金										30,251	0
株式等譲渡 所得割										31,290	0
地方消費税 交付金			153,701	667,717	621,329	640,697	688,715	602,659	680,405	765,287	10
特別地方消費税 交付金	354	357	550	667	483	211					0
自動車取得税 交付金	205,241	215,815	191,764	161,748	143,225	150,834	161,439	140,301	175,262	155,839	2
地方特例 交付金					460,694	545,748	540,020	548,848	524,568	507,687	7
地方交付税	561,430	1,175,733	1,842,713	1,929,331	2,542,669	2,395,711	2,381,606	1,893,632	1,469,825	1,099,695	15
普通交付税	314,449	914,565	1,574,785	1,639,686	2,222,646	2,064,688	2,070,553	1,612,597	1,204,713	853,541	11
特別交付税	246,981	261,168	267,928	289,645	320,023	331,023	311,053	281,035	265,112	246,154	3
交通安全対策 特別交付金	11,891	12,536	12,441	12,313	12,344	10,734	11,757	11,668	12,530	12,108	0
特 定 財 源	19,621,832	11,837,146	10,346,401	9,742,117	10,209,804	6,841,733	8,207,673	8,099,087	8,731,245	8,536,178	113
分担金及び 負担金	228,763	274,767	265,165	272,954	244,166	126,121	110,138	120,032	105,083	121,930	2
使 用 料	189,274	210,974	212,766	224,962	230,062	220,301	231,926	245,413	261,087	270,057	4
手 数 料	77,090	69,065	71,738	87,943	92,854	107,018	105,827	107,399	106,783	119,790	2
国庫支出金	2,177,705	1,334,356	1,519,140	1,977,980	2,077,849	1,343,323	1,697,818	1,749,530	2,078,874	1,883,184	25
都 支 出 金	6,181,291	4,874,164	3,475,195	3,096,613	2,776,650	2,134,380	2,270,819	2,177,928	2,112,045	2,115,472	28
財 産 収 入	619,604	397,775	402,024	124,410	180,567	40,468	60,772	127,548	99,048	65,540	1
寄 附 金	241,281	29,805	64,745	19,023	58,511	17,054	71,812	31,160	51,963	127,965	2
繰 入 金	3,349,898	964,725	1,705,770	1,140,594	1,130,711	1,108,327	960,373	1,055,968	1,033,886	1,299,238	17
繰 越 金	398,281	410,218	485,218	695,421	500,790	454,165	325,599	526,894	241,876	573,007	8
諸 収 入	739,645	249,597	199,140	208,617	785,744	359,576	397,789	390,715	470,000	144,895	2
地 方 債	5,419,000	3,021,700	1,945,500	1,893,600	2,131,900	931,000	1,974,800	1,566,500	2,170,600	1,815,100	24
(うち減税補てん償)	(988,800)	(1,132,900)		(503,600)	(163,800)	(191,300)	(195,200)	(195,900)	(181,400)	(177,300)	2
(うち臨時税収補てん償)			(434,100)								0
(うち臨時財政対策債)							(337,300)	(720,800)	(1,582,500)	(1,145,000)	15
歳 入 総 額	33,048,266	25,645,143	25,127,562	24,563,961	25,756,624	22,244,607	23,874,594	22,661,723	22,615,168	22,135,732	292

■市税歳入決算状況

(単位:千円)

	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	市民1人 当たり
個人市民税	6,626,117	6,376,836	6,839,303	6,368,116	5,966,911	5,739,422	5,726,122	5,638,158	5,423,293	5,233,000	69
法人市民税	366,268	458,375	396,020	323,526	277,600	288,050	451,619	303,352	290,628	322,729	4
固定資産税	3,375,327	3,535,330	3,480,392	3,617,240	3,743,120	3,622,377	3,696,121	3,728,624	3,611,700	3,704,553	49
軽自動車税	22,865	23,478	23,652	23,301	23,750	23,839	24,575	24,770	25,857	26,879	0
市たばこ税	340,868	325,825	397,271	382,283	401,711	400,659	403,175	395,688	476,130	405,695	5
特別土地保有税	18,260										0
都市計画税	972,996	1,008,949	987,808	1,012,066	1,037,560	980,274	972,665	960,181	911,832	912,024	12
市税歳入総額	11,722,701	11,728,793	12,124,446	11,726,532	11,450,652	11,054,621	11,274,277	11,050,773	10,739,440	10,604,880	140

*「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計が合わないことがあります。

■目的別歳出決算状況

(単位:千円)

	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	市民1人 当たり
議 会 費	324,951	327,393	313,990	316,530	314,739	328,952	304,985	301,346	308,092	312,770	4
総 務 費	2,567,819	2,682,190	3,051,301	2,749,497	2,693,656	2,912,606	2,830,756	2,841,106	2,926,028	2,464,346	33
民 生 費	8,149,420	6,614,454	6,764,654	6,824,546	7,545,125	6,736,205	6,980,947	7,248,876	7,504,509	7,722,638	102
衛 生 費	3,277,156	1,881,683	2,196,784	2,324,174	2,586,836	2,415,577	2,722,175	2,531,706	2,479,832	2,387,879	32
労 働 費	57,338	63,020	74,644	70,500	73,591	121,340	72,444	67,629	60,403	59,937	1
農 業 費	21,963	32,207	26,235	26,956	22,634	23,107	23,725	25,296	25,936	23,659	0
商 工 費	122,496	99,752	201,516	186,079	258,108	104,329	89,907	92,992	92,370	90,341	1
土 木 費	10,864,263	7,548,182	5,339,000	4,956,330	4,150,877	2,621,666	2,763,019	3,148,189	2,489,276	2,202,099	29
消 防 費	1,095,557	1,092,066	1,133,458	1,112,178	1,105,895	1,126,636	1,213,054	1,156,586	1,142,157	1,160,149	15
教 育 費	4,205,637	2,914,161	3,021,632	2,920,605	4,105,696	2,985,599	3,752,738	2,415,234	2,419,064	2,629,738	35
公 債 費	1,530,595	1,831,835	2,277,842	2,484,153	2,443,771	2,542,782	2,593,950	2,590,887	2,594,492	2,415,012	32
諸 支 出 金	420,853	92,982	31,085	91,623	1,531	209	0	0	0	0	0
歳 出 総 額	32,638,048	25,159,925	24,432,141	24,063,171	25,302,459	21,919,008	23,347,700	22,419,847	22,042,161	21,468,568	283

■性質別歳出決算状況

(単位:千円)

	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	市民1人 当たり
義務的経費	9,538,287	10,319,896	10,817,943	11,304,394	11,398,374	10,910,358	10,783,949	10,801,971	10,969,397	10,976,627	145
人 件 費	5,610,331	5,774,056	5,774,920	5,784,657	5,802,194	5,919,392	5,685,798	5,477,728	5,336,109	5,249,836	69
うち職員給	4,201,783	4,337,541	4,353,263	4,367,045	4,310,956	4,274,635	4,118,729	3,953,445	3,820,385	3,720,422	49
扶 助 費	2,397,379	2,714,022	2,765,197	3,035,584	3,152,409	2,448,184	2,504,201	2,733,356	3,038,796	3,311,779	44
公 債 費	1,530,577	1,831,818	2,277,826	2,484,153	2,443,771	2,542,782	2,593,950	2,590,887	2,594,492	2,415,012	32
そ の 他 経 費	7,315,391	7,763,885	8,516,009	8,691,975	9,690,548	9,193,101	9,645,468	9,857,092	9,835,283	9,365,994	124
物 件 費	2,516,154	2,766,864	2,856,533	2,901,320	2,920,010	2,914,857	3,135,271	3,202,504	3,233,423	3,337,482	44
維持補修費	88,011	91,784	84,767	84,341	94,999	112,202	99,737	84,715	93,460	94,226	1
補助費等	2,819,604	3,039,681	3,119,825	3,392,963	3,396,191	3,247,399	3,435,687	3,515,287	3,419,917	3,365,178	44
積 立 金	102,017	62,467	692,599	406,093	1,313,235	530,124	480,530	519,775	666,446	128,360	2
投資・出資金・貸付金	140,243	100,963	103,140	62,318	86,746	73,546	93,458	44,185	2,260	669	0
繰 出 金	1,649,362	1,702,126	1,659,145	1,844,940	1,879,367	2,314,973	2,400,785	2,490,626	2,419,777	2,440,079	32
投資的経費	15,784,370	7,076,144	5,098,189	4,066,802	4,213,537	1,815,549	2,918,283	1,760,784	1,237,481	1,125,947	15
普通建設事業費	15,784,370	7,076,144	5,098,189	4,066,802	4,213,537	1,815,549	2,918,283	1,760,784	1,237,481	1,125,947	15
補助事業費	2,560,957	388,243	774,909	699,298	343,347	517,189	809,533	903,001	554,828	405,996	5
単独事業費	12,838,848	6,280,729	3,684,496	2,784,875	3,652,343	1,292,743	2,108,750	857,783	682,653	719,951	10
その他事業費	384,565	407,172	638,784	582,629	217,847	5,617	0	0	0	0	0
歳 出 総 額	32,638,048	25,159,925	24,432,141	24,063,171	25,302,459	21,919,008	23,347,700	22,419,847	22,042,161	21,468,568	283

*「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計が合わないことがあります。

■基金の状況

(単位:千円)

		H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	
											市民1人 当たり	
財政調整基金	積立額	14,236	5,138	225,749	120,079	311,018	350,507	255,389	243,146	407,674	334	0
	取崩額	516,600	0	100,000	463,000	243,000	385,000	180,000	365,000	224,000	653,724	9
	年度末残高	738,006	743,144	868,893	525,972	593,990	559,497	634,886	513,032	696,706	43,316	1
減債基金	積立額	0	10,000	390,055	271,952	1,188	891	221	100,193	65,160	32	0
	取崩額	0	0	0	0	136,000	200,000	0	170,000	223,000	100,000	1
	年度末残高	0	10,000	400,055	672,007	537,195	338,086	338,307	268,500	110,660	10,692	0
特定目的基金	積立額	87,781	47,329	76,795	14,062	543,419	178,726	224,920	176,436	193,612	127,994	2
	取崩額	2,557,700	581,000	947,691	660,000	546,734	314,644	538,556	302,000	365,600	221,243	3
	年度末残高	3,326,454	2,792,783	1,921,887	1,275,949	1,272,634	1,136,716	823,080	697,516	525,528	432,279	6
保健福祉施設等建設基金	積立額	22,649	4,212	5,415	3,093	654	201	60	55	10,032	317	0
	取崩額	1,627,700	70,000	428,000	240,000	250,000	42,400	97,600	8,000	4,000	0	0
	年度末残高	1,131,452	1,065,664	643,079	406,172	156,826	114,627	17,087	9,142	15,174	15,491	0
清掃施設建設基金	積立額	12,482	5,154	4,722	2,408	407,092	164,018	197,959	103,252	103,740	31	0
	取崩額	190,000	160,000	290,000	290,000	150,000	150,000	272,000	244,000	260,900	100,000	1
	年度末残高	942,692	787,846	502,568	214,976	472,068	486,086	412,045	271,297	114,137	14,168	0
都市整備基金	積立額	8,486	715	561	321	98	122	16	13	30,390	19	0
	取崩額	610,000	40,000	30,000	10,000	0	8,000	0	0	10,000	65,243	1
	年度末残高	134,009	94,724	65,285	55,606	55,704	47,826	47,842	47,855	68,245	3,021	0
緑化基金	積立額	6,305	16,909	63,451	6,465	64,976	13,699	26,760	73,074	49,379	127,589	2
	取崩額	30,000	174,000	69,500	120,000	40,000	30,000	42,000	50,000	89,500	56,000	1
	年度末残高	515,022	357,931	351,882	238,347	263,323	247,022	231,782	254,856	214,735	286,324	4
博物館建設基金	積立額	3,699	1,984	2,014	1,670	465	516	90	36	59	32	0
	取崩額	0	0	10,000	0	106,000	34,956	106,000	0	1,200	0	0
	年度末残高	344,102	346,066	338,080	339,750	234,215	199,775	93,865	93,901	92,760	92,792	1
図書館建設基金	積立額	90	10,055	120	101	36	39	18	6	12	6	0
	取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年度末残高	10,090	20,145	20,265	20,366	20,402	20,441	20,459	20,465	20,477	20,483	0
少子化対策事業基金	積立額	0	0	0	0	70,096	131	17				
	取崩額	0	0	0	0	0	49,288	20,956				
	年度末残高	0	0	0	0	70,096	20,939	基金廃止				
宅地開発関連公共施設整備基金	積立額	34,070	8,320	512	4	2	0	0				
	取崩額	100,000	137,000	120,191	0	734	0	0				
	年度末残高	249,087	120,407	728	732	0	0	基金廃止				
土地開発基金	積立額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取崩額	0	371,760	640,000	0	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	299,700	4
	年度末残高	2,331,760	1,960,000	1,320,000	1,320,000	1,120,000	920,000	720,000	520,000	320,000	20,300	0
合 計	積立額	102,017	62,467	692,599	406,093	855,825	530,124	480,530	519,775	666,446	128,360	2
	取崩額	3,074,300	952,760	1,687,691	1,123,000	1,125,734	1,099,644	918,556	1,037,000	1,012,600	1,274,667	17
	年度末残高	6,396,220	5,505,927	4,510,835	3,793,928	3,523,819	2,954,299	2,516,273	1,999,048	1,652,894	506,587	7

*「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計、年度末残高が合わないことがあります。

■市債残高の状況

(単位:千円)

	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	市民1人 当たり
一般公共事業債	1,224,114	1,317,731	1,301,073	1,258,715	1,200,218	1,140,363	1,115,395	1,091,304	1,045,485	1,121,653	15
一般単独事業債	2,658,670	3,473,121	3,866,915	4,264,975	5,442,761	5,477,996	5,391,962	5,258,416	5,081,661	4,716,417	62
義務教育施設整備事業債	3,063,280	2,845,664	2,686,013	2,566,672	2,326,125	2,211,157	2,547,420	2,270,584	1,989,157	1,800,317	24
災害復旧事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般廃棄物処理事業債	429,300	429,300	403,451	374,307	343,898	312,170	313,665	279,125	243,085	201,306	3
厚生福祉施設整備事業債	4,710,062	4,653,201	4,543,573	4,394,087	4,134,724	3,865,419	3,585,677	3,294,976	3,008,466	2,723,193	36
公共用地先行取得事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財政対策債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財源対策債	215,439	203,076	225,665	238,135	293,508	294,321	293,307	334,874	335,686	306,770	4
減収補てん債 (S57.61.H5～7.9～13年度分)	469,000	455,769	531,923	633,269	683,192	848,076	845,730	787,885	717,039	636,500	8
臨時財政特例債	152,404	145,932	139,120	131,948	124,397	116,447	108,076	99,260	89,978	80,203	1
公共事業等臨時特例債	168,400	150,348	131,512	111,856	91,347	69,946	47,615	24,314	0	0	0
減税補てん債	2,163,900	3,296,800	3,180,682	3,531,432	3,536,019	3,561,478	3,583,932	3,574,959	3,535,359	3,526,645	47
臨時税収補てん債	0	0	434,100	434,100	434,100	424,952	403,388	381,353	358,836	335,828	4
臨時財政対策債	0	0	0	0	0	0	337,300	1,058,100	2,640,600	3,785,600	50
調整債	152,248	143,381	134,023	124,145	113,718	102,712	91,093	78,826	65,876	52,204	1
減収補てん債 (H14年度分)	0	0	0	0	0	0	0	122,000	122,000	122,000	2
都貸付金	6,352,066	6,742,542	6,890,334	6,737,185	6,645,915	6,192,447	6,132,449	5,870,360	5,553,926	5,407,442	71
特定資金公共事業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債残高総額	21,758,883	23,856,865	24,468,384	24,800,826	25,369,922	24,617,484	24,797,009	24,526,336	24,787,154	24,816,078	327
(うち減収補てん債)	901,692	884,846	926,385	993,115	1,007,230	1,135,115	1,095,769	1,122,923	1,015,077	897,539	12

■財政指数の状況

(単位:千円)

	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
基準財政需要額	10,037,511	10,526,878	10,972,422	11,184,383	11,262,293	11,406,044	11,293,569	10,835,028	9,922,588	9,825,152
(臨時財政対策債振替前)							11,630,900	11,587,948	11,505,128	10,970,163
基準財政収入額	9,713,055	9,628,764	9,387,783	9,537,634	9,032,429	9,341,356	9,286,339	9,215,763	8,689,737	8,971,611
標準財政規模	13,220,913	13,707,003	14,044,168	14,310,119	14,218,800	14,472,719	14,404,039	13,850,935	12,739,996	12,761,927
財政力指数	0.988	0.958	0.913	0.875	0.837	0.825	0.814	0.831	0.850	0.880
(単年度)	0.968	0.915	0.856	0.853	0.802	0.819	0.822	0.851	0.876	0.913
実質収支比率	3.1%	3.4%	4.4%	2.1%	3.2%	2.2%	3.2%	1.7%	4.5%	5.1%
経常一般財源比率	92.6%	91.8%	96.7%	94.9%	100.2%	97.8%	100.3%	96.6%	100.3%	98.0%
公債費比率	10.9%	12.3%	14.0%	13.7%	14.6%	14.8%	14.8%	14.8%	15.3%	14.2%
起債制限比率	8.7%	9.8%	11.1%	12.1%	12.9%	13.2%	13.5%	13.5%	13.1%	13.1%
公債費負担比率	9.3%	11.2%	13.4%	14.7%	14.3%	14.9%	15.1%	15.2%	15.3%	14.4%
減収補てん債・臨時財政対策債を繰入経常一般財源等に加えた経常収支比率	90.4%	93.9%	95.2%	97.7%	97.3%	98.4%	95.6%	102.1%	98.7%	103.9%
減収補てん債・臨時財政対策債を繰入経常一般財源等に加えない経常収支比率	97.7%	102.4%	98.3%	101.4%	98.4%	99.7%	99.1%	109.0%	112.3%	114.9%

*「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計が合わないことがあります。

O

O

◆ 財 政 用 語 解 説 ◆

出典：「地方財政小事典」（ぎょうせい）

地方自治財政用語（50音順）

一般会計 地方公共団体の会計の中心をなすものが一般会計である。一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、また特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされている。

一般会計は、地方公共団体の基本的な経費が中心として計上され、その意味では地方公共団体存立の目的を達成するために要する経費を経理する会計といえることができる。例えば、議会費、総務費、民生費、教育費は一般会計に計上される。

地方公共団体の会計は単一会計主義といわれるように、本来単一の会計によって経理されるのが理想とされるが、現在のように行政の活動範囲が広範多岐にわたってくると単一の会計ではその内容がかえって複雑になり、内容も理解しにくく、会計処理も困難になってくるため、会計を一般会計と特別会計に区別できることとなっている。

一般財源 財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源という。

一般には、地方税、地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油取引税交付金などを一般財源といい、特に、地方税、地方譲与税、（地方消費税交付金）及び地方交付税をもって一般財源を代表させることが多い。

地方公共団体が自主的判断のもとに、地域の実態に即応した施策を講じていくためには、一般財源ができるだけ多く確保されることが望ましく、最近の地方財政の決算状況をみると、国庫支出金や地方債等の特定財源の占める比率が低下し、相対的に一般財源の比率は高まりつつある。

会計年度 会計年度とは、地方公共団体の収入及び支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている一

定の期間をいう。

地方公共団体の会計年度は、国と同様、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている。

会計年度が設けられた趣旨は、一定期間を単位とした財政的な計画のもとに、経済的な活動を規制し、その実績を明確にしようとしたことである。つまり、地方公共団体の収入支出のくぎりをなす期間、いわば予算の効力のある期間であって、予算の編成及び執行上の時間的な限界であるという意味である。

地方公共団体の財政計画を1年の期間をもって整理区分している以上、その期間において起こった収入と支出は、一切当該期間内に整理し、完結し、他の年度に影響を及ぼさない建前が必要である。したがって、地方自治法では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとし、会計年度独立の原則をとっている。

基金 基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。

基金は、地方公共団体において任意に設置することができるが、その設置は条例によらなければならないとされている。

基金は、①特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの（例えば学校建設資金を調達するために維持する山林、地方債を償還するために積み立てる現金等）、②特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの（例えば資金の貸付又は物品の集中購買等特定の事業や事務を運営するために設けられる原資金等）一との2種類に大別することができる。

基金は、設置条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないし、又基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、総計予算主義の建前から、それぞれの毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならないものとされている。

基金の管理は、地方公共団体の長の権限であり、基金に関する収入の調定、納入通知、調定の通知、支出負担行為、支出命令等は長が行うが、基金に属する現金及び有価証券の出納及び

保管は、すべて出納長又は収入役の権限とされている。したがって、基金に属する現金の預金名義は地方公共団体とし、その取扱責任者は出納長又は収入役としなければならないとされ、また基金に属する動産の出納保管は出納長又は収入役の権限に属すると考えられている。

起債制限比率 地方公共団体の財政運営の健全性の担保として、地方債の制限について、昭和27年度の地方債許可方針に「昭和27年度以降の元利償還額が多額にのぼり、当該団体の財政を圧迫する団体」については、一般単独事業の起債許可を抑制することがある旨初めて明らかにされたが、それ以降幾多の変遷を経て昭和52年度以降はほぼ現行の起債制限比率による制限がなされている。

この起債制限比率は地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されるものである。

基準財政収入額 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額である。具体的には、各収入項目ごとに特定の算式により算定した額の合算額である。

基準財政収入額は、基準財政需要額が地方公共団体の実際の財政需要を示すものでないのと同様に、地方公共団体の徴収実績ではなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有するものである。

基準財政収入額は、各地方公共団体の財政力を客観的、合理的に測定したものとして、財政力指数や標準税収入額等の算定に活用されている。

基準財政需要額 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額である。各行政項目ごとに基準財政需要額は、次の算式により算定される。

基準財政需要額＝単位費用×(測定単位の数

値×補正係数)

基準財政需要額は、我が国の地方財政調整制度にはじめて財源保障機能を取り入れた地方財政平衡交付金制度によってもたらされた概念であるが、地方交付税制度においても各地方公共団体ごとの財政需要を合理的に算定する方法として引き続き採用されたものであり、その性格並びに算定上の基本的な考え方は、次のとおりである。

①財政需要額として算定されるものは、一般財源をもって賄われる額であり、国庫支出金、使用料、手数料等の特定財源を充当される部分を除いたものであること。

②各地方公共団体において現実に必要なとする経費の額を算定するものではなく、客観的にあるべき財政需要額を算定するものであること。

③地方公共団体のあらゆる行政経費を算入するものではなく、基準財政収入額が税収入の一定割合の額であることも関連して、主に義務的性格の強い経費や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性の強い経費や地方公共団体ごとの独自性の強い経費は必ずしも算入されないものであること。

なお、各行政項目ごとの基準財政需要額は、これを経常経費、投資的経費及びその他の経費に分けて算定する。

義務的経費 義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられた任意に削減できない経費をいうが、極めて硬直性の強い経費である。

歳出のうち経常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目は広い意味ではすべて義務的経費としての範疇に属するが、なかんずく人件費、扶助費、公債費の三つの費目が厳密な意味での義務的経費とされる。

歳出の構成において経常的経費の比率が低いほど財政構造の弾力性が確保されることとなるが、この経常的経費すなわち先の述べた6項目の費目のうち、人件費、扶助費、公債費の占める比率が大きければ大きいほど、経常的経費の増大傾向が強く、財政構造の悪化に伴い地方公共団体が財政の健全化を図る場合、大きな障害となってくる。

繰上充用 会計年度経過後その会計年度の歳入が歳出に不足する場合は、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度の歳入に充てることができる。これを「繰上充用」という。

繰上充用は会計年度独立の原則の例外をなすものであり、手続としては必要な額を翌年度の歳入歳出予算に組込みことが必要であり、その時期は会計年度経過後出納整理期間に行うのが通例である。

繰上充用は、地方公共団体の現行制度上赤字決算を予期していないことから、これを避けるため、翌年度歳入を繰上げて当該年度の歳出予算に充当するという方法しかないことによるものである。年度中途の場合であれば、歳出に充てる歳入が予算に計上されていなければ当然予算の補正による途が残されているわけであるが、年度経過後は、補正予算による方法ができないこととなる。

その場合は、この繰上充用の制度を活用する以外に方法は考えられないこととなる。ただこの制度は、地方公共団体にのみ認められた非常手段であることから、この制度を乱用すべきではない。

繰入金 地方公共団体の各会計間、すなわち一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を表す用語として、繰入金という用語を使用している。

繰入金は一般会計の歳入款項区分によれば特別会計繰入金、基金繰入金、財産区繰入金(市町村のみ)に分かれている。

特別会計は、特定の事業実施に当たり、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区分して経理する必要がある場合に設置されるが、当該特別会計設置の目的とされている事業の遂行に必要な財源に不足が生じる場合には、必要により一般会計等から資金の繰入れを行って財源補てんをしなければならない場合が起こりうる。

また、一般会計の歳入に不足が生じる場合には、財政調整基金を取り崩して不足を穴埋めしてつじつまを合わせることが行われる。このほか、特定目的基金として積み立てられた学校建設基金等は、直接基金から設置目的を実現するための支出をすることができないため、必ずいったん一般会計又は特別会計に繰り入れて支

出されることとなる。

繰越金 一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額を繰越金という。繰越金は決算上の純剰余金である純繰越金と前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てるべき繰越金の二つに分けられる。

地方公共団体において決算上の剰余金は翌年度の歳入に編入しなければならないこととされているが、この翌年度歳入に編入される剰余金は、繰越金として受け入れることとなっている。

繰出金 繰出金とは、一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費である。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

繰出金の例としては、一般会計から公営企業会計・国民健康保険事業会計等に対し、建設費・事務費等の補助のため支出されるもの等がある。

繰出金は、歳出予算に係る節の区分中の「28繰出金」に計上され支出される。

形式収支 歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額、すなわち歳入歳出差引額を形式収支という。

形式収支は出納閉鎖期日における当該年度に収入された現金と支出された現金との差額すなわち現金主義による表示である。当然歳入決算額が歳出決算額を上回れば黒字決算であり、下回れば赤字決算となる。

普通会計の形式収支は、現金主義の建前に立っているため、当該年度における、収入された現金と支出された現金との差額を表示するにとどまる。そのため当該年度に債務が確定し支払義務が発生しているもの、あるいは当該年度に施行すべき事業をなんらかの事由によって執行せず翌年度に繰り越したものに充てるべき現金が含まれているので、実際に当該年度分の収支の結末である実質的な収支をみるためには現金の支出として表示されていないこれらの債務要素を控除して、発生主義の要素を加味した収支を検討すべきである。

経常一般財源 毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用し得る収入を経常一般財源という。

具体的には、普通税、地方譲与税、普通交付税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油取引税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されないものをいう。

歳入総額又は一般財源総額のうちに占める経常一般財源の割合により、当該団体の収入の安定性を財政上の自立性がどの程度確保されているかを推測することができる。また、経常一般財源を標準財政規模と比較することによって、歳入構造が判断される。

経常一般財源比率 標準財政規模に対する経常一般財源の割合を経常一般財源比率という。

標準財政規模は交付税における需要、収入計算を基礎として算定される標準的な経常歳入の規模を表し、経常一般財源は経常的に収入される現実の一般財源の額であるから、この両者を比較することにより当該団体の歳入構造の内容を判断することができる。

この比率は「100」を超える度合いが高いほど経常一般財源に余裕があり、したがって歳入構造に弾力性があることが示される。

経常収支比率 経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、次の式によって求められる。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100(\%)$$

要するに人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかをみることに、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられている。

経常的経費には経常的な特定財源が充当されるほか、その未充当部分は経常一般財源が充てられる。経常一般財源は、この経常的経費の

未充当部分に充ててなお残余があるのが通常である。

経常収支比率は、一般的には、都市にあつては75%、町村にあつては70%程度が妥当と考えられ、これが各々5%を超えると、その地方公共団体は弾力性を失いつつあると考えられるので、その原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければならない。地方公共団体の一般財源の収入は景気の変動や、地域社会の変化に対応して収入の伸縮を図る自己調整能力に乏しく、反面行政活動の多様化等から、人件費等経常経費の伸びが著しく、収入の変動に対応して伸縮できる経費が乏しい状況である。このような状況では、一層財政構造の弾力性の確保が必要となる。

決算統計 決算統計は、地方財政状況調査の一環として、自治省により毎年定期的に行われ、普通会計については都道府県決算状況調、市町村別決算状況調、地方財政統計年報等として、公営企業会計については地方公営企業年鑑として公表され、最終的にはこれらを取りまとめた地方財政白書として公表されている。

決算統計は、地方公共団体の決算に関する統計であるが、これは予算の執行を通じて地方公共団体がどのように行政運営を行ったかをみるための基礎となるものであり、地方財政全体の毎年度の執行結果を表すものとして地方財政関係統計の中でも最も基本的かつ重要な統計の一つである。

減債基金 地方債の償還及びその信用の維持のために地方自治法第241条の規程に基づいて設けられる基金の一つである。

公債費は、地方公共団体の歳入の減少等に関係なく支出されなければならない義務的経費であるため、この償還を計画的に行うために資金を積み立てる目的で設けられる基金の総称が減債基金である。

公債費比率 地方公共団体は、地方債を借り入れた際、定められた条件に従って、毎年度元金の償還及び利子の支払いが必要となるが、これに要する経費の総額を公債費

といい、この公債費の一般財源に占める割合を公債費比率と呼んでいる。

地方債は、ある程度活用すべきことは当然であるが、後年度の財政負担となるので、その限度をどこに求めるかが常に問題となる。これを計数的に見ようとするのが公債費比率であり、通常財政構造の健全性がおびやかされないためには、この比率が10%を超えないことが望ましいとされている。

公債費負担比率 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を公債費負担比率といい、その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものである。一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

交付団体・不交付団体 普通交付税の交付を受ける団体を「交付団体」といい、交付を受けない団体を「不交付団体」という。

地方交付税法の規定により算定した基準財政需要額が基準財政収入額を超える財源不足団体が原則として交付団体となる。

財政調整基金 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積み立てる基金である。

地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものであり、このような予期し得ない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためには、財源に余裕のある年度に積み立てておくことが必要である。

財政力指数 地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。

財政力指数は、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

市町村民税 市町村民税は、固定資産税とともに市町村税の太宗をなす税であって、個人及び法人等に対し、「均等割」又は「均等割及び所得割若しくは法人税割の合算額」によって課税される。市町村民税は道府県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれる。

市町村民税の納税義務者は、①市町村内に住所を有する個人、②市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者、③市町村内に事務所又は事業所を有する法人、④市町村内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの、⑤市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人又はみなし法人でその市町村内に事務所又は事業所を有しないもの、⑥市町村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものでみなし法人以外のもの一である。

以上のうち、②、⑤、⑥の場合は均等割額についてのみ納付義務がある。

実質収支 実質収支とは、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源、すなわち継続費通次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越、事業繰越、支払繰延に伴い翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額をいう。

実質収支は、形式収支に発生主義的要素を加味して、本来当該年度に属する支出（翌年度への繰越額）を債務要素とみなし、本来当該年度に属すべき収入（翌年度への繰越額に係る未収入特定財源）を債権要素とみなして、両者を加減した実質的な収入と支出の差額である。

実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントである。地方公共団体は営利を目的として存在するものではない以上、実質収支において黒字の額が多いほど良いといえるものではない。この意味において、適度の剰余とは、後年度の財源調整の範囲内に求められるべきであって、経験的にはおおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいと考えられ、それ以上の剰余は、行政水準の向上なり、住民負担の軽減に充てられるべきものである。

実質収支比率 標準財政規模に対する実質収支額の割合を実質収支比率という。

実質収支が黒字の場合、当該比率が適正か否かは、当該団体の財政規模とか、現在の当該団体の置かれている状況、あるいは当該年度の経済の状況等に影響されるところが大きい、経験的にはおおむね標準財政規模の3～5%程度が望ましいと考えられている。

実質収支が赤字の場合の実質収支比率が一定の限度を超える比率の団体は、現行制度上翌年度の地方債の発行が制限される。

実質単年度収支 単年度収支のなかには実質的な黒字要素や赤字要素が含まれている。これらを控除した単年度収支を実質単年度収支という。

例えば財政調整基金への積立金とか、後年度の債務を繰り上げて償還した地方債繰上償還金は実質的な黒字要素であり、当該年度にこのような措置をとらなかったならば当然実質収支はそれだけ黒字額が増加していたはずである。また、当該年度の歳入に繰入金として計上されている過去の積立金の取崩額は実質的な赤字要素である。

このように当該年度に、これらの黒字、赤字の要素が、歳入歳出面に措置されなかったとした場合、単年度収支がどのようになったかをみるのが実質単年度収支である。

純計 地方公共団体の各会計を単純に合計して財政規模を把握するのでは、各会計相互間の出し入れ部分について重複することとなる。したがって、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に分かれ、各会計は相互に複雑な出し入れ関係を伴っている。例えば普通会計に属する会計において、公営事業会計等のような普通会計に属さない会計の公債費や普通建設事業の負担をすることがある。当然、この負担に伴う国庫支出金や、その他の収入が計上されている場合も負担（支出）と同じく収入自体も公営事業会計に移し替えなければ純計は求め得ないこととなる。

要するに、一般会計や特別会計を単純に合計

しただけでは、相互に重複する部分が必ずあり、それだけ実際の財政規模よりも膨らむこととなるため、各会計間の重複を控除する必要があるわけである。

性質別分類 地方公共団体の経費を、その経済的性質を基準として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金及び前年度繰上充用金に分類することを性質別分類という。これは予算及び決算における「節」の区分を基準としたものである。

地方公共団体の経費（歳出）の性質別分類は、当該団体の財政の体質を分析する上に必要欠くべからざるものであって、この分類の結果から財政運営の指針を見出すことができるものである。

単年度収支 単年度収支とは、当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいう。

実質収支は前年度以前からの収支の累積である。したがって、その中には前年度の実質収支が赤字にせよ黒字にせよ含まれていることとなる。当該年度だけの収支を把握する場合には、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた収支をみる必要がある。

単年度収支の分析結果を目指すところは、それが翌年度の歳出規模の伸縮に重大な影響を与える。例えば、単年度収支が黒字の場合、翌年度の自然増収に黒字額の2倍相当額を加えた額まで前年度の歳出規模を伸張することが可能であり、赤字の場合は、歳出中に赤字解消財源を計上しなければならないため純然たる歳出規模は、自然増収分から赤字額の2倍相当額を控除した歳出規模に圧縮しないと収支の均衡は図られないこととなる。

地方公共団体 地方公共団体とは、一定の地域を基礎として、その地域内の住民を人的構成要素として、その地域内における行政を行うために、憲法上保障された自治権を行使することを目的とする法人をいう。地

方自治法は、地方公共団体を普通地方公共団体と特別地方公共団体に大別し、前者には都道府県及び市町村が、後者には特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団がある。

地方交付税 国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及び国のたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいう。

地方交付税制度の目的は、地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源の確保を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することにある。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税の2種類に分かれている。普通交付税は、地方交付税の主体をなすもので、各地方公共団体について、合理的基準によって算定したあるべき一般財源所要額としての基準財政需要額が、同じあるべき税収入としての基準財政収入額を超える額（財源不足額）を基礎として交付される。一方の特別交付税は、普通交付税の補完的な機能を果たすものであり、客観性を特に重視する普通交付税の算定上必然的に生ずる画一性と算定の時期的な関係等から、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定に反映することのできなかった具体的な事情を考慮して交付されるものである。

地方債 地方債とは、地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一般会計年度を超えて行われるものをいう。また、地方債を起こすことを起債という。

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされているが、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合とか、収益的な投資のように将来の住民にも経費を負担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合等には、地方債を経費の財源とするものである。

地方債の許可に当たっては、その年度の財政金融事情を考慮する必要があるところから、毎年度国の財政投融资計画と関連して「地方債計画」が策定され、それぞれ計画額が事業別に区分されるとともに資金計画も明らかにされて

いる。

地方債の種類は、対象事業、発行形態、引受資金の種類等によっていろいろに分類されている。

積立金 歳出予算に係る節の区分のうち「25 積立金」から支出される経費である。

本節には、地方自治法第241条の規定に基づき特定の目的のために財産を維持し又は資金を積み立てるために設けられた基金等に対する経費を計上する。

積立金とは、一般に、財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てる金銭をいい、地方自治法上は基金として処理されているものである。

投資的経費 投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費という。

経費の支出効果がどの程度後年度の住民にサービス提供の効用を及ぼすことができるかどうか、に着目した経費の性質別分類の一方法であって、これに対応する分類としては消費的経費がある。

投資的経費は、生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質的経費としては、①普通建設事業費、②災害復旧事業費、③失業対策事業費一が挙げられる。

特定財源 財源の使途が特定されているものを特定財源という。

特定財源に分類されるものとしては国庫支出金（都道府県支出金）、地方債、分担金、使用料、手数料、寄附金のうち使途が特定されているもの等である。

地方債は建設事業の財源として借り入れるものであり、当然使途は指定されている。分担金、負担金は地方公共団体が受益者から、当該事業の分担負担費用として徴収するものである。使用料は行政財産の目的外使用又は公の施設の使用に対し、維持管理費又は減価償却費の限度内で使用者から徴収するものであり、手数

料は特定の者のためにする事務に要する経費相当分を徴収することになっている。寄附金のうち特定財源扱いにされるものは、寄附者が寄附を行うに際してその用途を指定して寄附をし、地方公共団体もこの条件を認めて寄附採納を行った場合が該当する。

特別会計 特別会計は、一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するための会計である。

特別会計の設置は、単一会計主義の例外をなすものであり、真に会計処理上必要とされるもののみに留めるべきであって、みだりにこれを認めることは予算の統一的な経理を阻害することとなる。このため地方自治法にも「特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」に設置できると規定されている。「特定の事業」とは地方公営企業等を行う場合などである。

普通会計 普通会計とは、個々の地方公共団体ごとに各会計に範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、したがって地方自治法等の法律によって規定されているものではない。

地方公共団体における会計は、一般会計及び特定の場合に設置される特別会計とによって構成されている。

一般会計には、地方公共団体の基本的な経費が中心として計上され、すなわち議会費、総務費、民生費、警察費、教育費等地方公共団体の存立の本来の目的そのものの事務を処理するために要する経費は通常一般会計予算に計上される。

他方、交通や病院、水道などの「特定の事業を行う場合」とは、あるいは「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」については、法令で設置が義務付けられているもの以外は条例によって特別会計を設置できるものとされている。

普通会計は、一般会計とこれらの特別会計のうち、①地方財政法施行令第12条に掲げる事業に係る公営企業会計、②収益事業会計、農業

共済事業会計等の事業会計、③上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計に含まれない特別会計を合算した会計区分をいう。

目的別分類 地方公共団体の経費を、その行政目的によって議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費等に分類することを経費の目的別分類という。これは予算及び決算における款、項の区分を基準とした分類である。

目的別分類は、地方公共団体の行政目的別、換言すると各部課ごとの大まかな予算の比重を知ることができる分類方法であって、予算を議会において審議する際には重要な意義を有するが、財政分析手法としては性質別分類の方が重要である。

予算 予算とは、一般的には一定期間における収入及び支出の見積であるが、地方公共団体の予算は、①歳入歳出予算、②継続費、③繰越明許費、④債務負担行為、⑤地方債、⑥一時借入金、⑦歳出予算の各項の経費の金額の流用に関する定めを、総括した概念である。これは歳入歳出予算に直接関連するもの、又は将来必ず財政負担を伴い実質的に予算となるものについて、その全貌を把握することが予算審議上からも実体的意義からも必要であるとの考えによるものである。

歳入予算は単に収入の見積であるが、歳出予算は見積であると同時に支出の限度や内容を制限する拘束力がある。

予算の執行 予算が成立した場合、予算の執行権者はその責任において執行を開始することとなるが、この成立した予算に基づき収入、支出を実行する一切の行為を予算の執行という。

歳入は、歳入の基本理由となる法令や契約等に基づいて徴収され、収納されるものである。したがって、予算面における歳入は一応の見込みに過ぎないものであり、予算額のとおりに収納しなければならないという絶対的な義務を負うものではない。

歳出予算は、成立した予算の目的に従ってその範囲内において執行する必要がある。このように、予算の歳入と歳出ではその拘束力において異なる。

予算の編成 地方公共団体の予算編成は、おおむね①編成方針の決定、②予算要求書の提出、③査定、④組立て、⑤議会への提出—という順序によって行われる。

予算の編成権は、地方公共団体の長に専属するものである。これは地方公共団体の財政運営の統一を図るとともに、責任の所在を明確にし、経理に適正を期する趣旨に出たものであり、議会に予算を提出する権限を地方公共団体の長に専属せしめていることと一体をなすものといえる。

予算の編成方針は、予算編成に当たっての基礎的な考え方や編成上の留意事項を当該団体の幹部会議等で承認を受けたうえ決定されることが普通であるが、編成方針の決定に当たって留意すべき事項としては、次に点が挙げられる。

①住民が何を要望しているかを公正に把握することにより施策を決定すること、②予算編成は健全財政を貫くこと、③消費的経費、經常的経費の節減に努めること、④国の予算編成方針等を十分検討し参考とすること、⑤地方公共団体と密接な関係を有する地域経済の見通しや国の経済動向について十分な考慮をはらうこと—である。

要求書の提出は、予算編成方針に基づき各部局から財政主管部局にあらかじめ定められた様式により提出される。この際予算要求と関連する条例、規則等の制定改廃については予算との関連を調整しなければならない。

予算の査定は、各部局からの予算要求につき財政主管部局が説明を聴取しながら長の施政方針、財政の状況、効率的な行政運営の確保等あらゆる検討を加えて行う。この予算査定は担当から課長、部長と段階的、覆審的に繰り返され最後に長が決定することとなる。

予算の組立ては、査定の終了後、財政担当部局が査定の趣旨に基づき計数整理を行い、歳入歳出予算の性質、目的等によって議案形式の予算を組み立てることとなる。予算調製の様式は一定されており、予算書とともに議会に提出す

る予算説明書も同時に作成することとなる。

予算の議決は、議会の持つ最も重要な権限の一つである。予算案が長から提出された場合、議会はこれを議決しなければならない。予算は議会の議決又は地方公共団体の長の専決処分により何らの手続をとることなく直ちに成立し効力を持つこととなる。

類似団体 毎年度地方公共団体からの報告に基づいて自治省が作成する都道府県財政指数表及び類似団体別市町村財政指数表にいう類型別の類似団体をいう。

類似団体別市町村指数表では、人口、産業構造の2要素の組み合わせによって、都市を31の類型に、町村を42の類型に分類し、各類型の中から、多額な赤字や災害等の特殊事情がなく、又は収益事情が著しく多額でない標準的な財政運営を行っている団体を抽出し、財政指数の平均値を各類型別に取り上げている。

登録番号（刊行物番号） H17-18

財政のあらまし 平成 16 年度決算

平成 17 年 12 月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市企画財政部企画経営室
狛江市和泉本町 1-1-5

電 話 03-3430-1111

頒布価格 80 円

印 刷 庁内印刷

O

O